

第二十三部

第四回 参議院大藏・人事・労働連合委員会會議録第五号

昭和二十三年十二月二十二日(火曜日)

本日の會議に付した事件

○政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

午後三時四十二分開会

○委員長(櫻内辰雄) 只今より大藏、人事、労働連合委員会を開会いたします。政府より修正案を提出されておりますので、これに對しまする政府の御説明を願ひたいと存じます。

○大山安晴 政府修正案というのは本日私の方に配付になりましたが、これが審議の対象となる資料なのであります。さうか。いろいろ内容を聞きまして、修正案はこれ以外のものが別に問題になつておるといふようなお話もありませんが……

○委員長(櫻内辰雄) 資料ではなく、政府から修正案が提出されておりますので、その予備審査を行うわけでありませう。

○政府委員(平岡市三郎) 只今議題となりました政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案につきましても、提案の理由並びに改正の要旨を御説明いたします。

政府は最近における物價の高騰その他の経済情勢の変動による政府職員の生活の困難を緩和するため、先に昭和二十三年十一月以降の政府職員の俸給等に関する法律案を今国会に提出いたしましたのでありますが、諸般の情勢に鑑み、この度同法案は修正することと

し、先般人事院より政府に勧告せられた政府職員の新給與改正案を原則的に取入れた給與の改正案を立案して、ここにこの修正案によつて改めて御審議を仰ぐこととした次第であります。

即ちこの法律案は人事院の勧告に基づき、政府職員に對して明年一月から平均六千三百七十七円の給與を支給せんとするものであります。その給與の体系といたしましては、先づ本俸は各級を平均して従来のいわゆる三千七百九十一円ベースによる本俸に對し平均六割一分程度の増加に當つておられますが、俸給表の改正に當りましては、従来の各級別俸給額を一律に増加することなく、現在の実情に即して各級別ごとの引上率に適當な調整を加へることとしたのであります。

次に扶養手当は配偶者及び十八歳未満の者のうち一人については月額六百元、その他の扶養親族につきましては一人につき月額四百円といたしまして、又勤務地手当につきましては、地域区分及び勤務地手当の割合は従前の例によつて支給することとしたし、特殊勤務手当につきましても当分の間従前の例によることとしたのであります。向

從來特定の職員に對しましては、一般の給與とは別に各種の現物給與が支給されておりましたが、これらの現物給與はこれを給與の一部としてこれに相當する金額を俸給から差引くことになつております。尤も予算又は法令に基いて支給される場合には、俸給から差

引かないこととしたのであります。その他超過勤務手当、夜勤手当、休日における勤務手当等につきましては、概ね現行の制度を踏襲いたしてあります。

尚今回の給與の改訂に關連いたしまして、從來の官廳における勤務時間を改め、從來比較的勤務時間の短かつた一般行政官廳の職員につきましても、今後はほぼ民間同様少くとも一週間の労働時間が四十時間以上となるようにいたしました。

以上が今回の政府職員の新給與の改善に關する主要な内容であります。この給與の改訂は目下御審議を願つておる本年度追加予算案に計上せられておりますが、財源等の關係もあり、明年一月一日よりこれを實施することとしたのであります。が、年末における政府職員的生活の逼迫を考慮いたしますれば、何かの方法によつて年度内に成る程度の金額を支給することが必要であるので、差当りの救済規定としまして、現在のいわゆる三千七百九十一円ベースによる給與の六割六分三厘に當たる金額を年内に前拂ひし、明年一月及び二月の各月においてその半額ずつを差引くこととしたのであります。

以上に申述べました外に、この法律案に規定しております重要な点を一、二申述べますと、先づ國家公務員法の實施に關連しましてこの法律は檢察官等を除き國家公務員法に規定する一般職の職員全部について適用するものとす。又この法律の施行に當たる機關として從來の新給與実施本部の外人事院

の給與に關する権限を明確にしてあります。

尚この法律により給與の實施を嚴正的確にいたすため特に罰則を設け、この法律、人事院規則等に基かないで給與を支拂ひ、或いは支拂を拒むことを防止することにいたしました。

以上本法案の内容について御説明申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上速かに御賛成下さいませうと希望いたします。

○委員長(櫻内辰雄) 御質疑ありませんか。

○小川友三君 この修正案につきまして、政府にお伺いをいたしますと同時に、この新給與に對して政府並びに政府の方々が非常なる盡力をされたことに對しまして、私共は厚く感謝をするのであります。この給與の面に對しまして最近における物價の高騰その他経済情勢を政府は考へておられますが、物價が高騰したという中には政府の政策が努力不足のために、こういうことになつたのであると思ひますけれども、これにつきましてもどういう工合に物が上つておるんだという理由を御説明願ひたいのであります。又この給與案のことでもありますが、この前大藏大臣にお伺いをしまして、おじいさん、おばあさんに対しては、奥さんには六百元を支給するのであるからして、敬老の意味においておじいさん、おばあさんに突破資金を支給したらどうかという質問に對して、大藏大臣は善処したという趣意の御答弁がありました。

が、これについては依然として赤坊と同じように四百円という支給で、この二百円を増すということは多少敬老の意味もありますがこれに對しましてお伺いをいたします。

それから超過勤務手当でございますが、現在の超過勤務手当の状況を實際に調査いたしますと、超過時間が、例えば三時間につきましても、この三時間に對しての手当は、超過勤務手当は現実に來ておりません。僅かに三十分か一時間ぐらいに切り詰めておられるというところが國家公務員の職員の受けることの超過勤務手当の実態であるといふことを、政府は調査なすつておるかどうか、或いは知つていてもそういう場合に削つておるかどうかといふことにつきまして、政府の責任ある御答弁をお伺いする次第であります。

又一週間四十時間以上となるようにいたしたいという非常にやりたいという御説であります。それは四十時間以上何十時間までを言われるか、ということの御説明を賜りたいのであります。又政府職員的生活の逼迫を考慮するとしてあります。國家公務員は政府職員となつておるのか、或いは國民の奉仕者であるのか、この点をしっかりと御答弁を賜りたいのであります。

又檢察官を除くことありますが、裁判官並びに檢察官を除くという意味ではないかと思ひますが、これに對しましてお伺いをいたします。

いを申し上げます。六千三百円ベースであり、政府がその政策のよろしきを得て努力を賜つたならば、納税の点、営業所得税の点につきまして、相当の幅とゆとりが現在あるものであります。そうしてこれを今月から実施して行くことも断じて不可能でないものであります。取引高税に対するところの偉大なる増収、営業所得税に対するところの更正決定、専賣益金に対する増収等を計上したならば、今月からこの六千三百円ベースを実施し、政府は赤字で困るということも寸毫もないのであります。この専賣益金の増収に対する政府の真剣なところの努力、國家公務員の諸君の親となつて、親が子を愛するがごとく偉大なる情熱を發揮して親心を發揮して努力されたならば今月から実施しても不可能ではないと考えております。

それから財政収入の点につきましても、財政収入がないように極端に申されておりますけれども、敗けたりと雖も大國家であります。専賣益金の増収において大いに努力研究し、又、營業所得の増収において、非常なところの馬力を掛けて頂きましたならば、今月から実施するということは断じて不可能でないと思ひます。その点におきましては、煙草の販賣にいたしましても百億の販賣が可能であります。税収におきましては、二、三百万円の税収は断じて可能であります。そうした大きな財源があるのでありますからして、どうか政府におかれましては本當に困つておる終戦以來三年有半に亘りまして節生活に追い込まれておられる全國公務員諸君のために一段の御努力を賜りたいのであります。その

れに對します政府の御所見を拜聴いたします。

○委員長(櫻内辰雄) 只今小川君からの御質疑であります。政府側から御審議の便宜上、本案の逐條的の御説明をしたい、こういうことであります。からこの際逐條的に御説明を願いたいと存じます。

○木村義八郎君 その前に議事進行について……、実は衆議院の方では政府原案が提出することが否決されて野党案が委員会で一應採決に入るといふ方向に行つてゐるわけですね、その場合に、我々がここで、政府案を審議する、そうして最後には速かに御協賛あるんことをとありますが、衆議院でそういうふうになつていけばこちらで一應政府案を研究するという参考のためにするならば、私は無論異議がございせんが、この政府修正案を若しこちらで審議して衆議院から又野党案が出て来た場合に、それとの釣合ひをどういたしますか、その点委員長はどういうふうにお考えですか。

○委員長(櫻内辰雄) 木村君にお答えいたしますが、衆議院で野党案が決定すれば当然こちらへ配付されますからそれを御審議願うのであります。こちらの方としてはこれが予備審査に掛けられておりますので、先ずこれを御研究を願つてそして更にこの逐條的の御説明を願つた上で、私の考えから言いますと衆議院における野党側の修正の状況等についても事情の許す限り御説明を願いたい、こう考えております。衆議院から参りましたら直ちに本審査になるわけでありまして、さう御承知を願います。

のあれもあつて参考になるように一つ御報告願います。

○政府委員(今井一男君) 相当長い條文でありまして前に御審議願つたものと余程違つております。と同時にいわゆる野党と言われるものとの間に實質的には文字、字句の違い等に属する点も多々あるのでございますが、そういうたこと細目に亘りますと非常にお話も長くなりますので、極く主眼点だけを擧げ摘んで申上げまして御質問に應じまして十分お答えしたいと思ひます。

この法律の第一條に掲げてありますことは、今まで普通にごさいます成文に近いものであります。特別な意味はございません。ただ提案理由の説明にございまして、これは一般職、國家公務員法の一般職に対する原則でございまして、ただ國家公務員法に基く本格的な給與の動きはありせん臨時のもののごさいます。明年一杯で効力を失ふという建前になつております。法律を以てまして別な規定を定めておりますものは、一般職でありまして外の規定によつて、檢察官等はその具體的の例でございまして。

それから第二條に、人事院の権限が掲げてございまして、人事院はこういつたいゆる國家公務員法に基きますところの給與準則が國會の御承認を頂くまではこういつた給與に對して権限はないという理窟になります。それで不都合を生じますので特に授權の意におきまして、こういつた規定が設けられております。内容は概ね技術的説明でありまして、國家公務員法に掲げてあります人事院の任務はそのまゝ引繼いでここに書かれたこういつた

ような御解釈を願ひまして大過ないと思ひます。

それから第三條は、実施機關として新給與実施本部というのがございまして。それは第二國會において御可決願ひました、つまり二千九百二十四の法律であります。その法律によつて設けられた新給與実施本部が、人事院の勸告案に基きまして、明会計年度、昭和二十四年の会計年度まで延長されました。この内容は、これも前の通りであります。一、二の変わったことが入つておりますが、大した意味のない規定であります。

それから第六條、これが今回の改訂では問題になつた一つの規定だと思ひます。これは、特に第六條の本文に原則を決めまして、そして第三項に、如何なる給與も、法律又は人事院規則に基かないで拂つては相成らない、こゝういつたプリンシプルを明白に謳つております。即ち從來とかく新憲法以前におきまして、各省官吏におきまして、雑多な給與が行われて、逐次整理されて参つたのであります。そこで法文を以てしまして、はつきり明瞭にされました。

第七條以下は、給與の規定であります。第七條の俸給を決める考え方、それは現在の法律のままであります。即ち二千九百二十四の法律四十六号そのまゝです。それから第八條の第一項は、そのままであります。ここで問題になりますのが、第三項の規定かと思ひます。即ち現物給與、この現物給與は、給與の一部として、別に法律の定めるところによつてこの職員の俸給から差引く、併しながら、予算又は法令に基いて支給される場合は差引かな

い、現在の現物給與は、給與であるか給與でないかということも、実は不明確になります。勿論予算又は根拠法規のないものではないのであります。この予算の建て方等におきましても、種々問題がございまして、この規定が設けられることによりまして、一切が國會の御承認を得て支給され、支給としてこれが表面に現れまして、その人に対する給與額として考慮の中に入られる。こういつたことがこの但書の意味でございまして。現実には、結局予算又は法令に基かない現物手当はな

いことに相成つておりますから、現実の問題としては差引かれる問題は起きないと思ひます。併しながらそれがすべて具體的に一つ／＼取上げられまして、給與として考慮の中に入れられる。こゝういつたことに從來の現物手当よりも公正化される。こゝういつたことにこの規定の意味は取つて頂きたいと思ひます。第四項では、いわゆる特殊な勤務で、居住制限のようなことを受けるような職員に對しましては、只で宿舎を支給する。こゝういつたことを掲げまして、これは従つて差引くという觀念が、この場合はないということを意味したものであります。

第九條には、俸給表の根拠を掲げてございまして、これは現在にございまして俸給表を、政令等に掲げてございましてそのものを全部法律に成文化して、別表にそれ／＼書いてございまして。

第十條は、別表を使いまして、現在何号俸を買つておる人は何号俸、同じ号俸で新しい六千三百円ベースに切替はるという切替へる方法を講じたものでございまして。従ひまして、現在の号俸が分れば、今度幾ら買へるとい

るの全國公務員諸君のために一段の御努力を賜わりたいのでありますが、そのよう御承知を願います。
○本村義八郎君 只今のうちに野党側

ことが直ぐ判明できるように、別表第六にその切替法を示しております。ここで問題になりますことは、級の變更が第二項によりまして許されませんので、従つて定められた級のいわゆる枠外に出るといふ場合が起りますが、その場合でもやはり俸給額は上つて行くといふことを第三項で諷つております。但しその枠外のものには、昇給しないといふのが第四項でございます。これは職階制の立場から当然のことかと考えます。第十條に、いわゆる野党案には後第五項と第六項が付いておりませんが、これは極く事務的なものでありまして、大して深い關係はございません。

第十一條は、いわゆる十四級以上の官職につきましての規定で、これも第十二條も事務的な問題でございます。

第十三條は、これも職員の見給その他の關係が、將來は人事院規則に移るものでありますが、人事院規則ができませんでは、從來通り実施本部が政令でやつて行くといふことを規定しただけのものでございませう。

第十四條も、俸給の支給規定でありまして、これも現行のままを書き直したといふことでございませう。

第十五條に、今回の人事院の勧告に基く新しい構想が出ております。即ちできるだけ限り本俸を中心にして、難多の給與を排うて行くといふ考え方から、あらゆる職員及びその職務に属するすべての職員に共通な勤務条件の際は、これを本俸に織り込む、これは当然のことであるが、更にそれより一段進んだもの、即ち同一の職に属するもので、一部の職員だけが特殊な勤務条件等を受ける場合には、その間

だけ本俸を減らす。具体的に申し上げます、例えばお國者さんなどで、一般の病院に勤務する場合と、或いは精神病院とか傳染病院に勤務する場合には、幾らか月給を上げる、そういうこととを規定したものでございませう。それからその割合は、第二項に二十五と最高限を押さえております。第三項には、これは人事院の権能として当然のことであるが、教育職員でありますとか、或いは外交官でありますとか、檢察官でありますとか、こういうような特殊な職業に對しては、やはり俸給表を別に作るか作らないかといったことを研究をするといふ規定が入つております。

第十六條の扶養手当は、これも金額の外は現行の考え方のままであります。ただ新しく觀念として變りましたのは、先の政府案と從來の慣行では、配偶者といふ言葉を使ひませんで、妻だけを對象にしたのであります。が、今回は配偶者、即ち女子職員が扶養しておる場合、この場合同じように取扱うといふことが一つの改正であります。

第十七條は、勤務地手当の規定であります。これはまあ一切は現行通りであります。地区の区分は人事院において勧告案ができますまで、地区の区分の変更も行わないといふことに相成つております。

第十八條、特殊勤務手当、即ち本俸に繰入れることができないそういった勤務条件の差異等を規定したものでございませう。これは現行の政令を使つて、やつて行く技術的な規定でございませう。

第十九條は、問題の規定であります。勤務時間を現在事務職員につきましては、一年平均しますと、一週間が三六・五時間、こういつたことに相成るのであります。これに今回のベースの上る機会に民間並みの最低であります一週四十時間まで繰上げる、こういつた原則を確立しようといふのです。

第二十條は、給與の減額方法ですが、これは特に承認のあつた場合の外は、勤務しなければ引くといふ建前でありまして、特に承認があつたとか、何とかいう解釈は現在の通り続けて行く方針でありますので、これも現在の現行に何らの差異を設けるものではございませう。

第二十一條の超過勤務手当、これも現行の建前そのままを法律化したものでだけあります。

第二十二條の休日給は、これはやや言葉が余りよろしくないと思ひますが、第三項にございませう。これは日曜日等を意味するものではありませんで、國民の祝日の勤務、或いは祝日の場合の勤務しなくても給與が貰えるといふことを規定したものであります。

第二十三條は、俗に申す深夜手当でございませう。これはすべてこの第二十二條、第二十三條は労働基準法をそのまま適用し、その内容を織り込む、こういつた考え方でできております。

第二十四條は、これは一時間当りの金額を減らしたり、減らしたりする場合の基礎であります。これは技術的な規定でございませう。

第二十五條は、現在通り、二十六條も現在通りであります。二十七條も

趣旨は違ひますが、建前は異議の申立の処理方法で、別に變つたこともございませう。

第二十八條に新しく非常勤務員につきまして、どれだけの給與をやるかといふことが、これは從來根拠法規定がなかつたのであります。この際明確にする、すべての給與は明らかに出すといふ建前からここに新しく規定が入つたのであります。勤務一日千円を超えないといふことは、現在の一應の最高を三万円と押さへまして、その日額一千円といふのを最高にしまして、それ／＼の内容に應じその人に應じて國家公務員であるといふゆるい／＼の委員、顧問、參與といふ方々に支給して行くといふ考え方でございます。

第二十九條は、これも人事院が勧告して國會の御検討を願うといふ規定であります。當然の規定であります。

第三十條に罰則がございませう。この罰則は今までこういつた規定がなかつたのであります。國家公務員法の施行によりまして、ここで新しく加えられました。

附則の方にむしろ問題がございませう。

第三十一條で、この政府案は一月一日から適用することに相成つております。一月一日に適用いたしますと、年末に職員の生活が苦しくなりますので、一月分と二月分を繰上げて支給する、こういつた建前を第二項に掲げました。ただこの繰上げの場合に、六千三百七十四の何割といふふうにいたしました、計算が極めて面倒であります。支拂が遅れますので、現在貰つております三千七百九十一の六・六三割、この六・六三割というのは、これで丁度六千三百七十四になるという意味で決められた数字であります。それを支給するといふことになりました。各人別の金額が分つておりますので、そういつた方法で年末に支拂いまして、その前払いを受けたものは翌年の一月と二月に返す。従ひましてこれを平たく申しますと、政府の案は、十二月が六千三百七十四、一月が五千四百九十九、二月も五千四百九十九、こういつた方法相成ります。これに對しまして問題になりました。いわゆる野党案におきましては、十二月は六千三百七十四と同じであります。一月と二月は六千三百七十四から一七・五割を差引いたものを拂うといふ建前になつておりますので、政府案の五千四百九十九が五千二百四十四に相成ります。即ち十二月は同じく六千三百七十四、三月も同じく六千三百七十四、一月と二月が一方は五千四百九十九、一方は五千二百四十四に相成るわけでありませう。ただ政府案におきましては、本來明年の一月、二月の所得に属するものを繰上げて拂ひます關係上、いわゆる源泉課税は受けませんが、その所得は本年の所得に属しませんが、その給與に属するいわゆる年末調整が本年の年末において行われません。即ち明年の十二月までその年末調整が延ばされることに相成ります。その額がこの繰込み込みで平均で申しますと、六千三百七十四という頭で参ります。二百八十という数字が出て参りますので、年末の手取としては政府の方が多い。併し四ヶ月を通ずれば、いわゆる野党案の方が多いといふようなことが衆議院におきまして一つの議論の中心点になつたところでありませう。

第三十三部 大蔵・人事・労働連合委員会決議第五号 昭和二十三年十二月二十一日【参議院】

それからその次に三十二條、これが又問題の規定でございます。最も問題の規定かも知れません。これは現在政府職員の中には実に難多ないろ／＼な職種がございます。炭坑夫もあれば、百姓もあり、漁師もあるというふうな、いろ／＼の種類を含んでおりますので、すべてが勤務時間を八時間とか十時間とかいうふうに一律に決めかねておるのです。労働基準法におきましては、警察官は六十時間、又船員につきましては、國際條約等におきまして一週六十五時間というものが認められておるのではありませんが、その他いわゆる間歇勤務のようなもの、こういったものに對しては一晝夜勤務で一晝夜休むというのが廣く行われております。これらの職員はその長い勤務時間を基礎にいたしまして本俸が決められております。従いましてその場合に直ぐさまこれを四十八時間という枠の中に嵌めるといふことは、相當に困難な問題もございまして、且つ又これが切替えには相當技術的な調査調整を要します關係から、取敢えずの措置といたしまして、少くともその俸給がこの長い勤務時間を基礎にして計算せられておりますものにつきましては、勤務時間もそのまゝにし、俸給もそのまゝにして置く、こういった建前を採つておるのであります。いま一つの理由といたしまして、若しこれを切下げますと、今回は事務職員が時間の延長に相成りまするのに、これを率直に申しまして、その割合をとかく特別な考慮をすることなく、一律に新しい勞俸に切替えるという建前を採つておるのであります。一方にそういう職員があり、又一方に長い勤務から短かい勤務

を基礎にして切替えるという方法を探りますと、例えば間歇勤務等に十二時間の勤務をしております者が、八時間の枠の中に嵌められますと、四時間分の俸給が基礎になつて決められ、十二時間が基礎になつて決められた給與が、そのまゝ八時間の勤務に對する給與に相成りまして、四時間分がオーバー・タイムになるという關係から、職員間に大きな不均衡問題を生ず。従いましてこれは余程慎重にやる必要があるといつた關係等も織り込みまして、この規定が入つたのであります。この規定が野黨案と称されるものの中には載つておりません。これが非常に大きな問題になつておるとは御存じだらうと思ひます。それから三十三條は、これは從來の通りで特に申上げることもしないで、三十四條、三十五條もほんの事務的な規定でございます。別表はこれは申上げることもしないで、人事院の勅告に従ひまして、いわゆる等比較級線を取つておることが、今回の俸給表の特徴かと考えます。公比二・八七％という率で弾きまして、その關係から止むを得ず端数をつけることにいたしました。その關係から端数整理の支給規定を前の方に設けております。まあ大要はこの程度かと存じます。

野黨の修正案というもので、字句は随分いろ／＼な關係から、意味は変わらなくとも表現の變つておるところが沢山ございまして、重大な点で本質的に變つておりますことは、先程申し上げました三十一條の一月から施行するか十二月から施行するか、實際の手取額は十二月が同じく六千三百七十四でありまして、その支給方法も、この野黨修

正案の方も同じく現在のベースの六割六分三厘、こういうことに相成つておりますので、その点も同じであります。ただ先程申しましたように、一月と二月の額が違つております。ただ政府案は、それが十二月でなく一月から施行のために、年末調整の關係が起つておる点が、これが大きな相違点であります。それからその次の相違点は、今申上げました四十八時間を超えて勤務しておる職員、これが実は相當の數になります。この職員は、今回は取急ぐ關係もあつて、政府の方では現在の俸給の割合でそのままで計算表を別にしないで上のベースに切替えるというごとで、その關係から勤務時間もそのまゝに延ばしておる、こういった關係であります。野黨案の方はこれを直ちに四十八時間に切替えるというよりな意味合におきましてこの條文がない。この二つ以外には修正案の差異について特に申上げること、技術的な点におきましては皆無かと思ひます。

○大山安君 政府委員にお伺ひいたしますが、給與の支給法につきまして、八條の三項ですが、「但し、予算又は法令に基いて支給される場合は、この限りでない。」と申してその前のところに「現物手当が支給される場合において、これを給與の一部とし、別に法律の定めるところにより、その職員の俸給から控除する。」というところになつておりますが、これは國家公務員法によりまして「いかなる金銭又は有價物も支給せられることはできない。」というところになつております。併し「法律の定めるところにより」と申して、法令に基いて支給される場合はこの限りでないということ

は、國家公務員法とは矛盾しないようでありまして、予算があれば如何ような支給をしてもよろしい、こういうふうに私は解釈いたしますが、これをよく伺ひたいのであります。予算があれば支給されてもよろしい、こういうふうに解釈いたしますが……

○政府委員(今井一男君) 御指摘の点で承りました。第六條の第三項で法律に基かないで拂つては相成らん、こういったことは根拠を法律又は人事院規則というものに求めないで拂つてはいけないう意味でありまして、その法律を以ちまして石鹼をどういつた機關士に月に幾つやるかというふうなことまでも規定しろという意味には解釈しておりません。又解釈しなくてよからうと思ひます。この法律によりまして、この第三項によりまして、こういったものがある場合には、これは直ちに支給そのものを差引く、予算に載るといふことは、予算というもので認められたものにつきましては差引かないといふこと自身が、今回のこの法律によりまして御決定を願つたならば、必ずしも法令というものを一々書きませんでも、予算と同じく國會の御協賛を願うのでありますから、法律論から申しましても不当なことではない、かように解釈しております。

「委員長退席、大蔵委員理事黒田英雄君委員長席に著。」

○大山安君 そういたしますと、國家公務員法の六十三條に「いかなる金銭又は有價物も支給せられることはできない。」という法律があるのであります。この予算は法律というところに解釈してはいますか。

○政府委員(今井一男君) この但書は正確に申しますと、この予算で支給することがよろしいといふことを授權したものでございせん。その差引關係でありますね、これはその俸給から控除するというのが第三項の前段に書いてありますので、その差引をやらないう。嚴格に申しますと、その意味で書いておりますので、御指摘の点とは場合が違つておるものであります。

○大山安君 差引かないとする場合には、つまり與えるということになるのではありせんか。差引かないといふことは……給與で差引かないとするならば、それは余分に與えるということになるのではありせんか。予算があれば勝手にやつて、つまり官公の各部門の中で予算があれば、例えば大蔵省の管轄下の官吏は予算が余つたからこれを勝手にやつてよろしい、これは控除しない、そういうことになるのですか。私はそういうふうに解釈しております。

○政府委員(今井一男君) 予算があつたから勝手にやつてよろしいという意味をこゝでは申上げておるのではありませんが、むしろ消極的なものをやつちやいかんといふことに、この規定は重点があるのではなからうかと思ふのであります。この但書で差引云々のことを規定しておりますが、御指摘のように支給するものにつきましては、六條の第三項が中心をなすのであります。只今御指摘の國家公務員法の規定を承けまして、法律とか又は人事院規則……ただこの「基く」といふ意味はそう廣く解釈しますと、直接法律或いは人事院規則ということでございます。それから權利を委任されまして、そして一定の規定、こう

ますが、一方にそいつた職員があら、又一方に長い勤務から短かい勤務は十二月が同じく六千三百七十四でありまして、その支給方法も、この野党修

ておりますから、法令に基いて支給される場合はこの限りでないということ

○政府委員(今井一男君) この但書は

すか。この予算は法律というに解

り、或いは人事院規則ということにござ

いまでも、それから権利を委任さ

れまして、そして一定の規定、こう

いたものが規定されて、そうして支拂そのものの有効性は確立されて行く。この点は御指摘の通りであります。

○木村八郎君 三十一條の第二項ですが、先程説明がありました、政府案による場合と、いわゆる野党案による場合と、この財源にどのくらいの差がございませうか。

○政府委員(今井一男君) 表面で、税込で三百八十四ですが、四ヶ月間に差異を生じます。これが九億になる。これはいわゆる年末調整が行われます関係から、税金は又それだけ入つて来る。こういつたことになりまして、先程申しました二百三十億、これが年度内の収入になりますので、その辺の見合関係は起つて参ります。

○木村八郎君 只今のお話だと、いわゆる野党案の方が政府案よりも総計で九億ですか、支出が多くなる、そういうわけでございませう。但しこの税を取るから、そうしますと手取りになると野党案の方が少なくなる、ことになりませんか。税引なんかしたらどうですか。

○政府委員(今井一男君) これも極めて正確な計算は出来はむかしいのでありますが、非常に手間取るものであります。が、いわゆる平均的に、例えば六千三百七十四のときは、そういつた六千三百七十四を取つておる人の税率をそのまま考えますと、これは不正確なのであります。これを取りますというのと、手取りはいわゆる野党案の方が二十三、四四多いのであります。

○木村八郎君 その場合、今の野党案の場合、これは年末調整をやらな

のですか。

○政府委員(今井一男君) 年末調整はいずれもやるのであります。ただ政府案の方は一月と二月に属する所得を繰上げて十二月に拂いますので、源泉徴収は受けませんが、その金自身に属する年末の追給額、これだけが明年十二月に法律上の構成として送られる。ところが、野党案の方は、それが十二月の給與でございまして、従つてその分に対する年末調整も十二月中に取られる。そういうことから年末の手取額に差異を生ずる。それだけの意味でございませう。

○大山安君 それから俸給表の第一表でございませう、一級から十五級、それから一級の一号より六号、こういうことになつておられますが、最初提案の資料として出されたのは千七百二十円で、今回の資料は千四百四十四円、これはこの枠内で配分して下の方を非常によくして呉れまして、これは感謝します。これにつきまして、以前提案された千七百二十円という一級の一号が、昨今に提案されたことは、昇給されることになつて、千四百四十四となつておられます。この千四百四十四というものは、これは別に予算を出されたものであります。又六千四百四十四の計数内でつまり配分して、下の方をよくして二千四百四十四とされたものであります。その点をお伺いします。

○政府委員(今井一男君) それは後段の方でございまして、六千三百七十四ベースの、要するに今回の給與予算の枠であります二百三十二億というものを、三ヶ月で使うという建前を採りますと、こういう数字が出て参る。こういつた計算になります。

○大山安君 そうしますと、以前に千七百二十円というベースを立てて審議したんですが、これはただでたためここへ出して予備審査をさせた、こういうことになるのですか。

○政府委員(今井一男君) ですからめでないつもりであります。二百三十二億の予算を五ヶ月で使う、而もこれを急ぎます関係から一律に上げる、こういつた方法を採りますと、千七百二十四という数字に相成るわけでありませう。政府の当初案は成るべく早く拂うという以外におきまして、一律支給という方法を考えたことと、とにかく三ヶ月で金を使うか五ヶ月で金を使うか、こういつたことから、非常に大きな差が出て参るのであります。

○木村八郎君 先程大山委員の御質問にありました八條の第三項であります。これは全官公に取りましては非常に大きな問題なんでありまして、もう少し具体的に例を以てお示し願ひたいのですが、仮に住宅及び服装とか、或いは靴、或いは眼鏡のごときは交通費も要らん。これを全部給料から差引くということになると、相当大きな全官公に取つては傷手なんです。現在行われておるやつをどういふふうに取扱われるか。その点をお示し願ひたい。まあ全通を例にいたしますならば、服装とか或いは靴、自転車等を、それを全部給料から差引くということになると、相当大きなものが、従業員には大きな傷手だ、かように考えます。この法律を出されると同時に、これらの今まで支給されておるものにどういふ方法をなさるお考えでおられるか、その点をちよつと……。

○政府委員(今井一男君) まあ率直に

申しますと、当面いたしましたして、現在給與されておるもので差引かれるものはこれは全然ないとお考えになつてよろしいと思ひます。ただ別に法律が定めるところという規定がございまして、將來人事院におきまして研究の上具体的な案を拵えまして、勿論それを仮に差引く場合におきまして、一体どういふ工合に差引くのか、その金額を幾らに見積るのか、又誰が認定するのか、こういつた非常にむづかしい問題があるでございませう。一應ここではこれもすべて給與と考える。今までの各省が思ひ／＼にやるような仕組みを止めまして、すべてを一つ明るみに出す。無論そういつた見当ができません。國會の御審議を願ひます。また考へます。建前としてはそれも考慮の中に入れた方で俸給額というものを勧案すべきである。その原則がここに掲げられておる。こう御了解願ひれば一番立法の趣旨に合ふのじやないか、こう考へます。

○油井寛太郎君 私は政府委員にお伺ひしたいのですが、昭和二十三年十一月以降の政府職員俸給等に関する法律案というものをされたままになつて、今回の修正案が出されたのであります。が、両方比較すれば、全然内容も何も関連性のない、変つてしまつたものが出ておるのですが、なぜ前の案がそのまゝにされて、新らしくこれを出されたかということが第一点、第二点におきましては、人事院の勧告に従つてこの修正案を出したというお話を、國家公務員法の規定によつて人事院が百分の五以上俸給を変更しなくてはならないときは、又政府に勧告

するといふ規定があります。それが今後も百分の五以上の変更があつたやうなとき、人事院から勧告がありましたら、更に又修正案なり、或いは新らしく賃金ベースの改訂ということを行なつて行くといふことの原則をこれで決めるかどうか、この点についてお伺ひいたしたいと思ひます。

○政府委員(平岡三三君) 五千三百三十円を六千三百七十四円に変更した理由といたしましてお答えいたしますが、前回の五千三百三十四円は本年十一月から実施する予定でありましたが、各般の情勢から十一月からの実施は困難になつたので、今回の案におきましては本年一月からこれを実施することになつたのであります。今後本年度内における政府職員の総収入の点をも考慮し、又勤務時間の延長などを勧案いたしました結果、六千三百七十四円を適當と考へたのであります。尚六千三百七十四円を採用した結果、かような結果になつたのであります。尚百分の五以上の変更をした場合には又人事院の勧告ということではあります。これは前に提出いたしましたものはまだ法律となつておらないのであります。これは前に提出したものでありますからして、ここに修正として提出したような次第であります。

○木村八郎君 今のに関連しまして、人事院の勧告を十分に取入れたと言ひますけれども、人事院勧告の一番重要な点は何かと言へば金額です。あれをその通りやつたら、あれを予算化したらどのくらいになるかという資料を我々が貰つたら、約六百億になるのです。これが一番重大な点です。金額、総額です。この総額が全然崩れておる

と、一方に長い勤務から短かい勤務は十二月が同じく六千三百七十四でありまして、その支給方法も、この野党修

ておりますから、法令に基いて支給される場合はこの限りでないということ

○政府委員(今井一男君) この但書は

すか。この予算は法律というに解

り、或いは人事院規則ということにござ

いまでも、それから権利を委任さ

れまして、そして一定の規定、こう

いたものが規定されて、そうして支拂そのものの有効性は確立されて行く。この点は御指摘の通りであります。

○木村八郎君 三十一條の第二項ですが、先程説明がありました、政府案による場合と、いわゆる野党案による場合と、この財源にどのくらいの差がございませうか。

○政府委員(今井一男君) 表面で、税込で三百八十四ですが、四ヶ月間に差異を生じます。これが九億になる。これはいわゆる年末調整が行われます関係から、税金は又それだけ入つて来る。こういつたことになりまして、先程申しました二百三十億、これが年度内の収入になりますので、その辺の見合関係は起つて参ります。

○木村八郎君 只今のお話だと、いわゆる野党案の方が政府案よりも総計で九億ですか、支出が多くなる、そういうわけでございませう。但しこの税を取るから、そうしますと手取りになると野党案の方が少なくなる、ことになりませんか。税引なんかしたらどうですか。

○政府委員(今井一男君) これも極めて正確な計算は出来はむかしいのでありますが、非常に手間取るものであります。が、いわゆる平均的に、例えば六千三百七十四のときは、そういつた六千三百七十四を取つておる人の税率をそのまま考えますと、これは不正確なのであります。これを取りますというのと、手取りはいわゆる野党案の方が二十三、四四多いのであります。

○木村八郎君 その場合、今の野党案の場合、これは年末調整をやらな

のですか。

○政府委員(今井一男君) 年末調整はいずれもやるのであります。ただ政府案の方は一月と二月に属する所得を繰上げて十二月に拂いますので、源泉徴収は受けませんが、その金自身に属する年末の追給額、これだけが明年十二月に法律上の構成として送られる。ところが、野党案の方は、それが十二月の給與でございまして、従つてその分に対する年末調整も十二月中に取られる。そういうことから年末の手取額に差異を生ずる。それだけの意味でございませう。

○大山安君 それから俸給表の第一表でございませう、一級から十五級、それから一級の一号より六号、こういうことになつておられますが、最初提案の資料として出されたのは千七百二十円で、今回の資料は千四百四十四円、これはこの枠内で配分して下の方を非常によくして呉れまして、これは感謝します。これにつきまして、以前提案された千七百二十円という一級の一号が、昨今に提案されたことは、昇給されることになつて、千四百四十四となつておられます。この千四百四十四というものは、これは別に予算を出されたものであります。又六千四百四十四の計数内でつまり配分して、下の方をよくして二千四百四十四とされたものであります。その点をお伺いします。

○政府委員(今井一男君) それは後段の方でございまして、六千三百七十四ベースの、要するに今回の給與予算の枠であります二百三十二億というものを、三ヶ月で使うという建前を採りますと、こういう数字が出て参る。こういつた計算になります。

○大山安君 そうしますと、以前に千七百二十円というベースを立てて審議したんですが、これはただでたためここへ出して予備審査をさせた、こういうことになるのですか。

○政府委員(今井一男君) ですからめでないつもりであります。二百三十二億の予算を五ヶ月で使う、而もこれを急ぎます関係から一律に上げる、こういつた方法を採りますと、千七百二十四という数字に相成るわけでありませう。政府の当初案は成るべく早く拂うという以外におきまして、一律支給という方法を考えたことと、とにかく三ヶ月で金を使うか五ヶ月で金を使うか、こういつたことから、非常に大きな差が出て参るのであります。

○木村八郎君 先程大山委員の御質問にありました八條の第三項であります。これは全官公に取りましては非常に大きな問題なんでありまして、もう少し具体的に例を以てお示し願ひたいのですが、仮に住宅及び服装とか、或いは靴、或いは眼鏡のごときは交通費も要らん。これを全部給料から差引くということになると、相当大きな全官公に取つては傷手なんです。現在行われておるやつをどういふふうに取扱われるか。その点をお示し願ひたい。まあ全通を例にいたしますならば、服装とか或いは靴、自転車等を、それを全部給料から差引くということになると、相当大きなものが、従業員には大きな傷手だ、かように考えます。この法律を出されると同時に、これらの今まで支給されておるものにどういふ方法をなさるお考えでおられるか、その点をちよつと……。

○政府委員(今井一男君) まあ率直に

申しますと、当面いたしましたして、現在給與されておるもので差引かれるものはこれは全然ないとお考えになつてよろしいと思ひます。ただ別に法律が定めるところという規定がございまして、將來人事院におきまして研究の上具体的な案を拵えまして、勿論それを仮に差引く場合におきまして、一体どういふ工合に差引くのか、その金額を幾らに見積るのか、又誰が認定するのか、こういつた非常にむづかしい問題があるでございませう。一應ここではこれもすべて給與と考える。今までの各省が思ひ／＼にやるような仕組みを止めまして、すべてを一つ明るみに出す。無論そういつた見当ができません。國會の御審議を願ひます。また考へます。建前としてはそれも考慮の中に入れた方で俸給額というものを勧案すべきである。その原則がここに掲げられておる。こう御了解願ひれば一番立法の趣旨に合ふのじやないか、こう考へます。

○油井寛太郎君 私は政府委員にお伺ひしたいのですが、昭和二十三年十一月以降の政府職員俸給等に関する法律案というものをされたままになつて、今回の修正案が出されたのであります。が、両方比較すれば、全然内容も何も関連性のない、変つてしまつたものが出ておるのですが、なぜ前の案がそのまゝにされて、新らしくこれを出されたかということが第一点、第二点におきましては、人事院の勧告に従つてこの修正案を出したというお話を、國家公務員法の規定によつて人事院が百分の五以上俸給を変更しなくてはならないときは、又政府に勧告

するといふ規定があります。それが今後も百分の五以上の変更があつたやうなとき、人事院から勧告がありましたら、更に又修正案なり、或いは新らしく賃金ベースの改訂ということを行なつて行くといふことの原則をこれで決めるかどうか、この点についてお伺ひいたしたいと思ひます。

○政府委員(平岡三三君) 五千三百三十円を六千三百七十四円に変更した理由といたしましてお答えいたしますが、前回の五千三百三十四円は本年十一月から実施する予定でありましたが、各般の情勢から十一月からの実施は困難になつたので、今回の案におきましては本年一月からこれを実施することになつたのであります。今後本年度内における政府職員の総収入の点をも考慮し、又勤務時間の延長などを勧案いたしました結果、六千三百七十四円を適當と考へたのであります。尚六千三百七十四円を採用した結果、かような結果になつたのであります。尚百分の五以上の変更をした場合には又人事院の勧告ということではあります。これは前に提出いたしましたものはまだ法律となつておらないのであります。これは前に提出したものでありますからして、ここに修正として提出したような次第であります。

○木村八郎君 今のに関連しまして、人事院の勧告を十分に取入れたと言ひますけれども、人事院勧告の一番重要な点は何かと言へば金額です。あれをその通りやつたら、あれを予算化したらどのくらいになるかという資料を我々が貰つたら、約六百億になるのです。これが一番重大な点です。金額、総額です。この総額が全然崩れておる

と、一方に長い勤務から短かい勤務は十二月が同じく六千三百七十四でありまして、その支給方法も、この野党修

ておりますから、法令に基いて支給される場合はこの限りでないということ

○政府委員(今井一男君) この但書は

すか。この予算は法律というに解

り、或いは人事院規則ということにござ

いまでも、それから権利を委任さ

れまして、そして一定の規定、こう

いたものが規定されて、そうして支拂そのものの有効性は確立されて行く。この点は御指摘の通りであります。

○木村八郎君 三十一條の第二項ですが、先程説明がありました、政府案による場合と、いわゆる野党案による場合と、この財源にどのくらいの差がございませうか。

○政府委員(今井一男君) 表面で、税込で三百八十四ですが、四ヶ月間に差異を生じます。これが九億になる。これはいわゆる年末調整が行われます関係から、税金は又それだけ入つて来る。こういつたことになりまして、先程申しました二百三十億、これが年度内の収入になりますので、その辺の見合関係は起つて参ります。

○木村八郎君 只今のお話だと、いわゆる野党案の方が政府案よりも総計で九億ですか、支出が多くなる、そういうわけでございませう。但しこの税を取るから、そうしますと手取りになると野党案の方が少なくなる、ことになりませんか。税引なんかしたらどうですか。

○政府委員(今井一男君) これも極めて正確な計算は出来はむかしいのでありますが、非常に手間取るものであります。が、いわゆる平均的に、例えば六千三百七十四のときは、そういつた六千三百七十四を取つておる人の税率をそのまま考えますと、これは不正確なのであります。これを取りますというのと、手取りはいわゆる野党案の方が二十三、四四多いのであります。

○木村八郎君 その場合、今の野党案の場合、これは年末調整をやらな

のです。給與体系その他についても、人事院案には非常に悪い点があつて、政府案には多少よくした点もあるのですが、人事院の勧告を十分取入れたという政府案のお話は、全然、全然というよりも半分以上も取入れてない。而もこれは十一月一日から実施するということになつておるのです。十一月一日に実施して、約六百億の予算で六千三百七十万を減らす。これが人事院案の骨子です。十一月一日に実施するといふことが非常に重要で、六百億という予算が重要で、ただ人事院案については、給與体系、それから扶養家族とか勤務地手当、そういう点は、これは政府案より非常に悪い点がありますけれども、その点は全く無視されておる。これで人事院の勧告を十分取入れたといふことは、全く逆だと思ひます。この点について一つ御意見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(今井一男君) 確かに人事院の勧告案は、十一月から実施といふことを勧告しておることは、御指摘の通りであります。それによりますと、先程六百億とおつしやいましたが、六百億にはなりません。それにいたしましても四百億くらいに相成るかと思ひます。御承知の通り今回の予算編成に当りましては、いろいろの角度から検討いたしました。給與予算として二百六十五億という程度以上には、現状として出すことが殆んど不可能である。こういったことに相成りましたので、そこで政府としては、その枠の中において、これを十一月といふことを重点に置きまして、先程申し上げましたより五千三百三十万案を提出したのでございますが、それを更に角度を変

えまして、施行期日を遅らしても、成るべく人事院の結論の数字を取入れることが適當であると、かように考へるようなことに相成りましたので、それで予算の枠の中におきまして、極力人事院の案を取入れるとすると、一月一日から施行するといふ、こういった結果に相成るのであります。その意味におきまして一つ御了承願ひたいと思ひます。

○木村福八郎君 その点、今の予算の額については、人事院から我々が資料を求めて計算した細かいものによりまして、それは六百億を超えておるのであります。それから、さつき今井局長は、今度の給與の予算額が二百三十二億と言われた。予算には二百六十二億といふことになつておりますが、その点の食い違いをちよつとお伺ひしたいのであります。

それから今の六千三百七十万は、全然形式だけで、形をただ借りただけなんです。十分に人事院の勧告を取入れたといふことを先程政府委員が言われたのですが、これは速記に残つております。その点は、私は十分に取入れていないと思ふ。一番重要な点の予算の点、金額の点について、人事院の説明によると、要するに六千三百七十万を十一月から施行しなければボウタイ・ラインを割る。五千三百三十万ではボウタイ・ラインを割る。そういう説明です。その割るというところは、要するに金額なんです。六百億というものを與えなければならぬという問題になつて来る。この金額が、それが二百六十二億になつてしまふ。而も今井給與局長の話では、三十億も減つて、二百三十二億になつておる。この点どう

しても腑に落ちないのです。この点を一つはつきりして頂きたいと思ひます。

○政府委員(今井一男君) 二百六十五億の数字の点を申し上げますと、当初の概算で、いわゆる予算の決まつたラインの給與予算の二百六十二億といふことは御承知の通りであります。その中には進駐軍要員の三十億というものが入つておるわけでありまして、これは終戦処理費の中へ入れるかこちらへ入れるかといふことは問題であります。が、今回は給與予算の中に入れて、こゝういふことに相成りまして、それだけ自然減つていくわけでありまして、従つて三十億の分はいわゆる普通の給與の頭でどこまで金が拂えるか拂えないかといふ場合には、勘定の中に入れてられない財源になりますので、そこでそれを差引きまして、而も精査の結果二百三十二億何千万円という数字に相成りました。私共は要するに何円ベースを出せるかといふ場合には、二百三十二億円という数字を使つて頂いていくわけでありまして、

○木村福八郎君 そうするとその三十億は終戦処理費の中にどうして入れないのですか。それは主計局関係でないかも知れませんが、その点おかしと思ひます。

○政府委員(今井一男君) 私も詳細は存じませんが、今回はどうも関係方面の指示のようでありまして、

○油井賢太郎君 数字的にちよつと伺ひたいのですが、いわゆる超過勤務手当等の予算としてはどのくらいお取りになつておりますか。それを聞かせて頂きたいと思ひます。

○政府委員(今井一男君) 非常に正確

なことはちよつと申し上げかねるのですが、これは主計局の政府委員がいずれ後程お答え申し上げますが、現業官廳におきましては、これは従事から実績がございまして、きちんとした率が入つております。一般の事務職員につきましては、実は本年が初めてでございます。全体の引括めまして平均して本俸及び勤務地手当の五%というのが認められております。ただそれが中央と地方によつて若干差がつけられておると記憶いたしております。今回のベースの引上げによりまして、超過勤務手当の額をそれにスライドさせて殖やすといふ考え方は持つております。

○大山安君 この各級の、つまり昇給した場合の賃金表についてお伺ひしますが、六級、七級を対象にしてお伺ひします。六級の十号の給與額が一級上がつて一号の場合に賃金が低下している、下がつていく。これが七級の一号二号三号四号までが六級の十号より低い給與を貰わなければならない。昇進して今までより低い給與を貰わなくてはならぬといふその算定はどういうことを基準として出されたか、これは極めて不合理になつておると思ひます。十一級から十五級まではそういう計算になつておらず、順調に一号二号三号四号といふ又各級によつて相当の昇給になつておるというようにできています。殆んど一級から十級までは昇進してそれに伴うところの給與が與えられないという根拠はどういうところから算出して出されたか、その点お伺ひします。

○政府委員(今井一男君) これは職階制の表を作りますとこういうことに相

成る建前でございます。前からこうなつておまして、別に今回が新らしいことではございません。要するに重複しておりますのが長いところ、即ち十五級あります。うちの五級から九級までのところが特に重複が多ございまして、要するに職階制になります。と、その仕事の価値の上がつた職種に交らない限りは上の級へ上がるわけには参りません。併しながらそれでも満足に成績よくその責任を果している者が同じような月給で留まることは非常に適當でありまして、又人事管理においても適當でありまして、特別に俸級の上げる制度を認めておるのであります。仮に五級の一番上に参りまして四千五百九十六円、その人が資格が認められまして六級に上がったといふ場合に、現在の俸給は下がるとはございせん。四千五百九十六円よりも一つ高い四千七百二十七円となつて上のクラスへ行くわけでありまして、従ひまして昇級、上のクラスへ行つたために月給が下がるというわけではございせん。一号から始まるということはなく、一号から始まるというのは初任の場合、初めてそのクラスに採用される場合、初めて任ぜられる場合で、この場合は一号から始まる。が、上のクラスへ行く場合には現在貰つておる号俸より下がることは絶対にございせん。

○大山安君 この表で実際は昇級してその賃金が下がつておる、こういうことになつておるではありませんか。とにかく六級なら六級の六号、七号以下十号までの給與より以下の給與に一級上がつて七級になつてもなつておるでしょう。何か外に理由をつけること

ような五千三百三十四案を提出したの
でございすが、それを更に角度を変
て、二億に減つて、二
百三十二億になつてゐる。この点どう
○政府委員(今井一男) 非常に正確
な表を作りますと、こういうことに相
違ひがある。これは、
十号までの給與より以下の給與に二級
上がつて七級になつてもなつてゐるで
し。何かに理由をつけること

がないと思ひますが、これを實際に当
ててみる根拠がどこにあつたか。進級す
れば、勿論進級には技術も見ますし、
いろいろ研究の結果とかそれによつて
進級が伴うべきといふことは人事院規
則にもあるが、すべてが矛盾してゐる
ような考へが持たれますが、もうちょ
つとはつきりお願いしたい。
○政府委員(今井一男) 職階制を採
るといふ建前の中には、従来の日本に
ございしたもう仕事の賃金は全然変
らなくとも漫然そのポストに啗り付い
てさへおれば無限に月給が上がつて行
くといふやうな動機給的な概念を打
破しようといふのが非常に大きな狙い
でございす。従ひまして本来ならば
仕事の賃金が上がらない以上は昇級さ
せない、極端に申すとさういふことが
職階制の骨子をなしております。即ち
その人の労働賃金を正当に評價しまし
て、さうしてその賃金に應ずる俸給を
與へるといふ制度であります。ところが
がそのは申しまして、その人が次の
クラスへ上がるだけの資格を得るに至
るまで若干の年数勤務してあります間
に、仕事そのものの賃金は上がらなく
ても、技能の向上もございすし、且
つ又人事管理等の面からいたしまし
て、いわゆる号は上がつて行くといふ
制度が設けられてゐるのであります。
従つて例へば六級なら六級の賃金のあ
る仕事に就きまして、その仕事を満足
に遂行いたしますと、その人は五千七
百六十円までは行ける、原則としてそ
れ以上は行けないのであります。その
上の賃金のある仕事に就かない限り上
がれないのであります。併し人により
ましてその中間の四千八百円、五千円
というクラスから上の方へ上がる場合

もございすが、更に或いはうんと低
いところから上のクラスに上がる場合
がございす。上のクラスに上がる場
合はどんなに前の月給が低くても七級
の一号の五千四百四十五円は確保され
るわけでありす。併しながらこの六級
を長く勤めまして、それで上がつた場
合に即ち一番最高額まで行きますと、
五千七百六十円なら五千七百六十円
よりも、同じ額であります。七級の五
号にいきなり格付けされます。級と号
とはこれを区分して考へるというの
の仕組でございまして、この仕組
みは実はこの前の第二國會で可決頂
きました方針でも、且つ又國家公務員法
でも定められておる方針でありまし
て、無論悪いこともしないのに漫然と
月給を下げるといふことはございませ
んが、併し職階制を採りますといふ
と、その人の仕事の賃金が減つた場合
には級が下がると、さういつた場合も
起り得るわけでありす。従ひまして
順々に下からずつと六級の一番上まで
行きますと、又七級の一号から始め
ると、全然さういふ仕組みじやありませ
ん。ですから普通に参りますれば、月
給が減るといふことは絶対に起らない
のであります。
○中国助君 さつき木村さんが質問し
ました点なんです、今度の六千三百
七十四に直つたといふのは非常にうまい
手品だと思ふのです。それで私たちが計
算的な関係がよく分らないのでありま
して、お聞きしたいのは、三千七百九
十一円ベースで十二月以降の予算が一
体だけだけ要るか。さうして三千七百
九十一円をそのまゝのふくらまして五
千三百三十四でだけだけ要るか。それ
からそのまゝのふくらまして六千三百

七十四の予算総額はどれだけ要るか。大
体でいいのですが、三千七百九十一円
のふくらましてどれだけ要るか、それ
をちよつとお教え願ひたい。
○政府委員(今井一男) 極く大雑把
に申しますれば、三千八百円から五千
三百円になりましたから千五百円にな
ります。一ヶ月に一人千五百円が三百
万人で四十五億、五ヶ月分で二百二十
五億……
○中国助君 一ヶ月分は結構です。
○政府委員(今井一男) 四十五億。
それから片方の方は、六千三百円を大
雑把に申しますと、二千五百円。この
二千五百円が一ヶ月に三百万人で七
十五億、七十五億と四十五億と、さうお
考え頂ければ極く簡単な計算としては
お役に立ちはないかと思ひます。ふ
くらましていたしましても、非常にむ
ずかしい切替をいたしまして、
ベースそのものの金額が同じでありま
すれば財源としては結局同じものであ
ります。
○中国助君 それで今度いろいろの手
数を掛けられて、先に木村さんが言
いましたように、少くとも人事院案をそ
のままやるとするならば、即ち六千三
百七十四ベースで考へるならば、相当の
予算が要るところをいへる、さうして二
百三十二億といふところに當面したわけ
なんです、その場合に一体何と何を
さういふふに、では実施期日をずら
すことによつて、何をどれだけ削つた
とか、或いはその他の点でどれだけ削
つたとか、さういふ点は分りません
か。ただ実施期日だけの問題ですか。
○政府委員(今井一男) その点は極
く細かい主計局流の計算は別でござい

ますが、極く大雑把に申しますれば、
要するに千五百円の財源を五ヶ月提供
するとこれは七千五百円でございます
。それを二千五百円使つて丁度三
月になる。一月から施行いたしますか
ら、その辺の關係は若干ございすが、
大雑把な考へ方はそれだけでござ
います。
○中国助君 それから超過勤務手当の
問題なんです、これは二百三十二億
のこの総額の中に入つておるかどう
かに聞きますが、この前私算委員会
で質問したときには、これは別だ。予
備金から、四十五億の中に入つてお
るのだといふ答弁がでたのですが、そ
れでいいのですか。
○政府委員(今井一男) 二百三十二
億の中から超過勤務手当は絶対に使
ませんといふ意味合を以て入つていな
いと申上げたのではないと思ひます。
あのときの政府委員の答弁は……併
し今度の二百三十二億の計算の中には
入れておりません。超過勤務手当は要
するに原則として本予算に計上したも
のを以て極力賄つて、更に予備費の方
で足りなければやる。ただ御承知の通
り事業会計等におきましては、例へば
具体的な例を申しますと、年賀
郵便を通信省でやると、さういつた場
合に年末の臨時職員を採る、その手当
を止めて職員を残す。それで以てやり
ますと、結果的ににおきましては二百三
十二億の上からはオーバ一・タイムと
いふ觀念も起つて来ますが、考へ方
自身としましてはさういふ計算では作
つておりません。それでその不足分は
予備費の方から賄ひ得ると、さういつ
たこととございす。
○中国助君 さういたしますと、超過
勤務手当は六千三百七十四の中にふち込
むことによつて計算を辻褄を合はした
といふやうなことはないのですか。
○政府委員(今井一男) 全然ござい
ません。
○中国助君 それから寒冷地手当、こ
れは越年資金の問題なんです、これ
は今まで我が政府側、労働大臣とか
提案者に聞いておる範圍では、たとえ
予算になくても出すと、さういふや
うな話だつたと思ひますが、その後こ
れは予算になくても捻出すやうになつ
ておるかどうか、これはどうなんで
すか……これは止ましよう。
それでは今度労働時間が長くなつた
んですが、この労働時間の延長は今度
初めて起つたと思ひます。それで六
千三百七十四にしまして、今度の労働
時間の延長を我々が考えますと、一時
間当りの賃金といふものは相当切下げ
られて来ると思ひますが、予算とし
ては平均幾らくになるのですか。
○政府委員(今井一男) この点は今
朝衆議院の方から御質問があつたの
であります、只今官廳勤務時間、い
わゆるホワイト・カラーに属します者
の比率が丁度一、それに対して現業が
二、三分の一と三分の二という關係に
なつております。三分の二の方は全然
これは影響がございせん。三分の一
の方が只今三六・五時間から四十時
間、約一割引上げられております。そ
の引上げつたものがホワイト・タイム
として更に三分の一下げまして、正確に
申しますといふと、三・六五だけだけ
するに時間が延びたと、さういふこと
に相成ります。それで従つてその六千
三百七十四を割りますと、要するに現行
の時間に対する実賃金が出て来るわ

体交渉権、争議権を奪つて置いて、その生活を保つて置かないというよう

御採用願つたものと思ひます。
○木村義八郎君 私は人事院の勧告案

の骨子、一番大事な点はどこにあるかといふ、前に参議院の予算案におきまして上野人事官の答へになつたところによれば、五千三百三十四ではもうボウアタイ・ラインを割る、従つて六千三百七十四でなければ公務員の能率を上げ、そうして公務員としての職務を遂行するに支障を生ずる、そういう御意見であつた。その裏付となるものは十一月一日から六千三百七十四を支給して、その予算総額は我々が人事院に要求したところによれば、六百億をやり越えることになつております。

○木村義八郎君 くだいようですが、財源の問題を非常に軽くお考えでありますが、問題はその支給総額にあるわけなんです。幾らを支給するかというところが、この待遇改善に必要なわけですから。単に形式的にその六千三百七十四を支給するとしても前の人事院案の方から比べれば、これは十一月からの支給に直せば六千三百円になつておられないわけなんです。根本的にその精神が没却されておるわけなんです。その点私は単に計算の仕方、体系というのだけに人事院は重点を置かれたとすれば、私は人事院の体系はむしろ崩壊されて、政府案並びに野党案の方が給與体系としては、いわゆるこの公比の点なんかにつきま

○政府委員(上野閣一君) 人事院といひましたは、立案いたしました六千三百七十四のベースが通過いたしましたのでありますからして、その点においては人事院として満足いたしております。

○木村義八郎君 増田労働大臣にお伺いしたいのですが、労働大臣がこのベースで果して公務員がその体面を保ち、そうして能率を遂げ、更に優秀な人材がどしどし公務員として志望するようになり得ると思ふかどうか、その点お伺いしたいのであります。

○政府委員(増田甲子七君) 理想的に申しますと木村さん御承知の通り、昭和五年を百といはしますと、実質賃金は四〇%くらいになつております。そういう見地から見ますと単に公務員の賃金のみならず、一般産業労働賃金はすでに低いといふことに相成るのでございまして、併し日本の今置かれたこの客観情勢下における状況といたしましては、これは止むを得ない、又生産力の見地から見ても、この辺がまず最大限度であるといふふうに我々は考えております。でございまして、一般国民の水準から眺め合せで見ましても、公務員の給與はできるだけ政府としては奮発したといふことに相成つておりますから、私は公務員諸君が積極的に喜んで働くといふところまでは行かんかも知れませんが、まずこれでは我慢をして働ける標準ではないかと思ひます。従いまして将来公務員の希望も勿論どしどし出て来ることを私は歓迎いたします。又希望も相当あるといふ見込であります。

○政府委員(上野閣一君) お答えいたします。人事院の勧告案の骨子はたびたび申し上げました通り、理論生計費並びに実態調査に基いた生計費の算出を土台として、家族一名の雇えるたに幾ばくを要するかといふことを実証的に計算いたしました。それに地域手当を加えて算出したものであります。今までのベースと違ひ、私共の立案いたしましたベースはそういう科学的基礎の上に立つたベースでありますので、御質問の点はその科学的に決めたベースが何月から行われるかとい

○木村義八郎君 増田労働大臣にお伺いしたいのですが、労働大臣がこのベースで果して公務員がその体面を保ち、そうして能率を遂げ、更に優秀な人材がどしどし公務員として志望するようになり得ると思ふかどうか、その点お伺いしたいのであります。

○政府委員(増田甲子七君) 理想的に申しますと木村さん御承知の通り、昭和五年を百といはしますと、実質賃金は四〇%くらいになつております。そういう見地から見ますと単に公務員の賃金のみならず、一般産業労働賃金はすでに低いといふことに相成るのでございまして、併し日本の今置かれたこの客観情勢下における状況といたしましては、これは止むを得ない、又生産力の見地から見ても、この辺がまず最大限度であるといふふうに我々は考えております。でございまして、一般国民の水準から眺め合せで見ましても、公務員の給與はできるだけ政府としては奮発したといふことに相成つておりますから、私は公務員諸君が積極的に喜んで働くといふところまでは行かんかも知れませんが、まずこれでは我慢をして働ける標準ではないかと思ひます。従いまして将来公務員の希望も勿論どしどし出て来ることを私は歓迎いたします。又希望も相当あるといふ見込であります。

○木村義八郎君 労働大臣は日本の現狀即ち財源関係から見れば止むを得ない、又政府はこの現状において極力財源を確保してこの給與の引上げに努力されたと言われまますが、そうして勤労者、公務員に或る程度我慢してくれと言われまますが、過日発表されました日本経済再建に関する九原則を御覧になりましても、この耐乏の犠牲を一般国民が公平に負担することによつて、紛争が起らずに円滑に日本経済再建ができるであろうといふ意味のことを述べられた。ところがこの給與の財源を確保するに、政府はただ公平に国民に負担をかけるという建前から努力されたか。例へば追加予算の中にはこの前の国会を通過した軍時公債利拂い十二億といふものが入つております。これは公平にという観点から行きますと、この前衆議院において通過しなうして参議院において擱り潰しになつたのであります。当然これは削つてさうして給與の方に振向けるならば、私は政府は給與ベースの引上げに努力しておると思ふのです。これは一例だと思ふのです。その外にまだ公平の原則からいへばもつと節約すべき点があると思ふ。政府としては努力をする点があると思ふ。何らそういうところを努力をしない。さうして耐乏を私は要求するとしてもそれは本当に政府が誠意を持つてやつていふとは思ひません。このような形ですらうして勤労者に耐乏生活を要するとしても、私はそれが非常にむづかしいことではないかと思ふのです。今後労働大臣はこのような給與の姿、或いは又財源の求め方によつて公務員に十分能率を発揮さして行ける、そういう確信がござ

○政府委員(増田甲子七君) 木村さん御承知の通り、今度の六千三百七十四のベースは、私共財政が許すならばできるだけ人事院の勧告案を尊重したいといふことは、参議院においても衆議院においても機会あるごとに政府は初めから実は声明しておる次第でございまして、止むを得ず五千三百三十四になつたが、再び二百六十三億の中ので随つてよろしいといふことから素志であるところの人事院の勧告案を実現し得る運びになつた次第であります。そこで財源の問題は、もとより二百六十三億を出すのに非常に苦心を拂ひまして財源を捻出した次第でありまして、若し外の財源を求めるということになりますと、これは一般物價水準に悪影響を及ぼすやうな、而も大衆負担になるやうな、而も物價の改訂その他のことをしなくてはならぬ、又御指摘の軍事公債の問題も、これはすでに参議院におかれても審議未了になつたのもゆえんがある次第であります。あの軍事公債は銀行なり或いは郵便局なりで買つておる。結局郵便局なり或いは銀行なりは大衆の貯蓄によつてこれを買つておるのでございまして、利子支拂の停止によりまして打撃を蒙るのは結局一般の大衆貯蓄者である。そういうふうな意味合におきまして、我々は初めから反対いたしておりました。が、あれを財源とするわけには行かぬが、その他の財源については、一生懸命財務当局は苦心に苦心を重ねて、方々漁りこれを捻出することに努めた次第であります。むしろこれから

後でも公務員、大衆が安んじて仕事に専念して頂くためには大衆負担というやうなことを見合せて、できるだけの奮発をいたしたいという心持は持つておる次第であります。

○中西功君 最初一つ人事院にお尋ね致しますが、これは木村さんのさつき質問とも関連しております。人事委員会においても、勿論政府においてもそうでありまして、十一月の物価を基準にして、人事院の表現を借りれば、極めて科学的に算定されたということになつておるわけでありまして、それならば若し十一月の物価を基準にして、人事院の表現を借りれば、極めて科学的に算定されたということになつておりますが、それならば若し十一月からこれが実施されるならば、勿論問題は一應論理的になるわけでありまして、これが十二月一日から実施されたとするならば、若し人事院のさつきの答弁で非常に科学的という事を言われるならば、当然十一月と十二月との間の差額については、これは科学的に保障せなければならぬと思ふのです。ところがこのたびそれができなかったわけでありまして、六千三百円案が通つたら満足だというふうに言われますが、併し実際若し言われるようにそれが非常に科学的なものならば、必然に補給金も出さなければいけないと思ふのですが、それはどういう理由で出さなくていいのか、それを聞きたいと思ふ。

○政府委員（上野閣一君） それは出さなくてもいいという意味ではあります。前月の物価指数の出ますのは、相当時間がかかりますので、まだ今日の状態におきましては、十一月と十二月

月の間において、どれだけの変化が起つたというところを知る段階にはなつておりません。

○中西功君 それは答弁ではない、もう一遍一つ、答弁になつておらんとお尋ねします。十一月に決めたのです。だから当然十一月から拂うのが本当だとお尋ねのす。私は何も、さつき非常に科学的だということを言われましたが、私は言つておるわけでありまして、若し本当に科学的だつたら、十一月からやるのが本当だけれども、止むを得ないのであるのなら分るのであります。

○政府委員（上野閣一君） 分りました。お答えいたします。人事院といたしましてはその通り考へておりまして、是非十一月から施行して頂きたいという案を出したのであります。これは人事院の所管以外の関係から今度變つて参りました、お手許に差上げたやうな案になつた次第でございます。その理由は一つ大蔵大臣から御返事を頂いたらどうかと思ひます。

○中西功君 私は今度のこの新しい修正案においても、或いは人事院の元の案においても、この案の最も重大な鍵となるものは、結局労働時間を延長した、これがあらゆる面に大きな影響を與えておると思ふのです。で、このことから実質的に六千三百円ではなくて、延長されただけ、それだけ切下げられておるといふことも出て来ますし、同時にこれが大きな首切りを同時に予定しておるといふことも出て来ますが、その前に三割の即時整理というやうな問題も出たやうに聞いておりますが、人事院としては今後この整理の問題を案外具体的にどういふやうにやられるのか、或いはやられないのか、そ

れをお聴きたいと思ひます。

○政府委員（上野閣一君） 最初に労働時間の問題についてお答えいたしますが、只今公務員のこの事務関係の者の勤務時間は、民間の労働時間に比べまして非常に短いのであります。今までの公務員の給与ベースを決めますときに、いつも民間の給与を調べてそれに、そのレデューシング・ファクターを掛けて、そうして公務員の給与の額を出しておるのであります。言換へますと、民間に比べて公務員の勤務時間は短いから給料も少なくていいわけだ、という基礎から割出されておるのであります。併しそれは甚だ不都合なことでありまして、今までの公務員の勤務時間というものは、決してそれを一割、二割延長したからといって労働強化になるやうな程度の勤務時間ではないのであります。公務員のために相当の給与を上げるのだという建前からいつても、勤務時間を民間の勤務時間に近づけるという事は、公務員の給与を上げる前提条件として絶対に必要なことである、こう考へて立案した次第であります。

それからもう一つお答えいたしますが、行政整理の問題は人事院の所管ではないと思ふので、それについてどういふ考へがあるかという御質問に対しては、お答えいたす限りでないと思ひます。

○中西功君 先の答弁では、労働時間を延長したのはむしろ官公吏の実質的な給与を上げてやるつもりで延長した、こゝういふやうな説明なんでありまして、ところがこれは私、実際はそうではないと思ひます。何故ならば今までの

実際の官公吏の状態は、御承知のように本俸だけで、或いは実際の本給だけでは食つていけないのです。超過勤務手当とかいろいろものを合せてややつと凌いでおる。勿論これだつて足りなかつた。ところが今度のこのシステムでは労働時間が延長された結果として、その超過勤務手当が非常に減るのであります。で六千三百円というやうに一應形式的に上りましたが、他方において、今までの収入の相当部分を占めておつた超過勤務手当が、八時間になりました結果として非常に減る。深夜業の手当だつて同じく減るわけだ。だから上げてやるために延ばしたのだと言われまして、それならば今月全官公が要求しておる七千三百円ベースに上げて初めてそのことが言えると思ひます。併しこの六千三百円に上げたのだつたら、これは却つて実質の収入が減る、減るというこはいえないとしても、何ら得にはならない。で、具体的に聞きますと、そういうことの結果として、即ち正規の勤務時間が延ばされた結果として、その超過勤務手当或いは深夜業手当、そうしたものが一体どの程度減ることになつておるか。或いは実際に今日各官廳において特に問題になるのは、現業というよりも実際の行政部面にある職員において問題になると思ひますが、そういう人達がそういう面から平均どのくらいの超過勤務手当、深夜業手当を得ておるか、その具体的な数字を知りたいと思ひます。

○政府委員（上野閣一君） 具体的な数字は大蔵当局からも御答弁があると思ひますが、当局者から聞きますところによりますという、超過勤務手当

は、中央において約一割、地方において約五分ということでありまして、それから又超過勤務手当は公務員全部が貰つておるのでなくして、或る一部の人しか貰つておるのである、即ち夜遅くまで働かなければ片付かない位置にいる人に偏つて支拂われておるのであります。超過勤務を貰わない人は、年中貰わないやうな位置におるのであります。人事院といたしましては、給与の総額が少なからずこれを公平に分配したいという念願を持っておりますので、一部の人が超過勤務をして沢山貰うというやうなことを幾分でも少くするために、勤務時間を世間並の程度まで延ばし、そうして公平を期したい、こゝういふ考へで立案した次第であります。

○津井賢太郎君 労働大臣にお伺ひしたいたのですが、今回政府も六千三百円ベースに一緒に上つたということは大変結構であります。民間給与と比較いたしますと、今までの官公方面が低いというやうなこともありました。併しなにより現物の物価というものは、六月あたりから決定した際に、人件費を繰込んでおるのを見ますと、相当安い点になつておるのであります。官公廳が値上げいたしますれば、必然的に民間の賃金ベースも相当是正されなくてはならない。而も中小企業方面においてこの問題が大きく浮び上つて参ると思ひます。その際に、若し人件費を上げますれば、中小企業が成り立たないということも相当出て参ると思ひます。こゝういふ際に労働争議等が発生することも考えられるのであります。これに對しまして政府とい

は、中央において約一割、地方において約五分ということでありまして、それから又超過勤務手当は公務員全部が貰つておるのでなくして、或る一部の人しか貰つておるのである、即ち夜遅くまで働かなければ片付かない位置にいる人に偏つて支拂われておるのであります。超過勤務を貰わない人は、年中貰わないやうな位置におるのであります。人事院といたしましては、給与の総額が少なからずこれを公平に分配したいという念願を持っておりますので、一部の人が超過勤務をして沢山貰うというやうなことを幾分でも少くするために、勤務時間を世間並の程度まで延ばし、そうして公平を期したい、こゝういふ考へで立案した次第であります。

相当時間がかかりましたので、まだ今日の状態におきましては、十一月と十二月

題を、具体的などういふふうにするか、それのか、或いはやられないのか、そ

す。ところがこれは私、実際はそうではないと思います。何故ならば今までの

字は大蔵省から御答弁があると思ひますが、当局者から聞きますところによりますという、超過勤務手当

等が発生することも考えられるのであります。これに對しまして政府とい

たしましては如何なる方策をお持ちになつてゐるか。或いは勤勞階級のみ

賃金を與えるという方針をやつて行きたい、こう思つております。

定策の確立という点であります。この公務員法の賃金ベースが、今回六千三百七十七円となつて、それから物價改訂

それよりも労働大臣に、私が出しまして行政整理のやつを開きたいのです。

で、そして三種の値上がを衆議院を通過させたのでありますが、そういう工合に勤勞大衆の本當の賃金を六千三百七

の御質問にお答え申し上げます。この問題は率直に申し上げてなかくむずかしい問題でございます。労働大臣とい

賃金を受けるべきものである、こういうふうに考へておりますが、今のところさして影響はそうないというのが私の見解でございます。

たしましては、一般の産業の労働賃金につきましても、先程お答え申し上げました通り、調和なされた各産業別、企業別に余りてこぼさないような賃金

決定した政策は持つておりません、併し先般岩本國務大臣が両院において、行政管理局長事務取扱という資格において発表されたのが、一つの

に對して、労働大臣は物價改訂をしないといふことを裏切つたか忘れたか知りませんが、これはどうしたことでしよう。この喰違ひを一つお伺ひしたい。

〇國務大臣(増田甲子七郎) 油井さんの御質問にお答え申し上げます。この問題は率直に申し上げてなかくむずかしい問題でございます。労働大臣とい

〇油井眞太郎君 只今のお答えでは、物價改訂ということには全然お触れになつておりませんが、この点についてはどういうふうにお考へになつておりますか。

〇國務大臣(増田甲子七郎) 答弁を落しまして恐縮でございますが、今のところいゆる経済三原則もござい

〇小川友三君 労働大臣並びに政務次官にお伺ひしますが、只今労働大臣は重大なる発言をせられたのでありま

〇小川友三君 煙草の値上が一般の各物價に影響するということは殆んど基本原則みたいなことになっております。

〇國務大臣(増田甲子七郎) 答弁を落しまして恐縮でございますが、今のところいゆる経済三原則もござい

〇中野功君 僕のが残つておりますが、今のお話の自立復興への九原則によりますところの賃金安

〇中野功君 さつき行政整理について考へましたら、人事院の管轄でない、こういうお話でありました。これは私の認識不足なのか、或いはどういふお

〇小川友三君 煙草の値上が一般の各物價に影響するということは殆んど基本原則みたいなことになっております。

〇小川友三君 煙草の値上が一般の各物價に影響するということは殆んど基本原則みたいなことになっております。

〇中野功君 僕のが残つておりますが、今のお話の自立復興への九原則によりますところの賃金安

〇中野功君 さつき行政整理について考へましたら、人事院の管轄でない、こういうお話でありました。これは私の認識不足なのか、或いはどういふお

〇小川友三君 煙草の値上が一般の各物價に影響するということは殆んど基本原則みたいなことになっております。

〇小川友三君 煙草の値上が一般の各物價に影響するということは殆んど基本原則みたいなことになっております。

〇小川友三君 煙草の値上が一般の各物價に影響するということは殆んど基本原則みたいなことになっております。

その煙草で驚くなれ三十億の増収を政府は計画いたしております。三十億円動労大衆の零細な懐から捲上げようというのが政府の原案なんでありまして、三十億円捲上げていて、これは一般物價にあらずとは政府の御研究が足りないのか、三十億か、三億か、三百万円か、その点を一つ御答弁を承わりますして、質問を保留します。

○國務大臣(増田甲子七君) お説の通りであります。三十億円になつておりますが、又一面自由價格で賣つておる煙草はこれが高過ぎまして賣行が悪いのであります。その減少を見込んでおりますから差引きゼロということになつております。

○小川友三君 これは一番大事なことである。今まで動労大衆は終戦後三年半に亘りまして、「たけのこ」生活をして非常に苦しんでおられるのであります。自由販賣の煙草は三十億の減少をするから、動労大衆に對して大きな課税を加える、そして動労大衆の犠牲において自由煙草の穴を埋めるといふことは、不届千万であるように感じますが、この点につきまして政府は是非煙草の値上を取消して賣つて、そして自由販賣のものを買取屋さんが吸う方で三十億の負担をして貰いたいのですが、政府の御答弁を伺いたい。

○政府委員(平岡市三君) お答えいたします。大体のことにつきましては労働大臣がお答えになりましたが、自由煙草は非常に高價でありますにも拘わらず、配給煙草は、まあ現在といたしましては御承知の通り非常に安いのであります。これに對して値上をするか、下げるか、一月から一人当たり十本の増配をしよう、そこでカバーして頂いて結局煙草の專賣の今の見込の三十億をこれによつてカバーするといふわけでありまして、煙草全体から申しますれば増収にはならないような現状であります。

○小川友三君 閣下……経済學博士の……(大蔵博士と)呼ぶ者あり。大蔵政務次官が御答弁がありました。煙草の問題は非常に大きい。高價な自由煙草という理由は政府が暴利を貪つておる煙草、高價というは政府は如何にも非常に儲けておるよに感じます。政府が世界的味の味するとか宣傳をしておりますので、高價な煙草が賣れないから、そして動労大衆の吸ひ吸つていってと解釈しても差支えないもので、三十億を埋めるといふのは、これは資金ベースは変えなければ、その中から又煙草の値上でタックルしてしまふということになるのであります。が、どうか煙草は徹底的に値上げ反対しまふ。そして煙草を値上げしないので、そしてこのいわゆる自由煙草で、政府が三十億の穴を埋めるにはいくらでも方法はあります。今煙草の販賣店はたつた十一万軒しかない、これを百万軒に殖やせば、百億ぐらい自由煙草で利潤が上がるのであります。この点について政務次官の御答弁を伺いたい。

○政府委員(平岡市三君) この前の大蔵委員会で、小川委員よりたび／＼その言がありまして、政府といたしましても、御趣旨を体しまして、極力販賣店を増加してゐるような現状であります。さう御承知置きを願ひたい。

○濱井賢太郎君 人事委員にちよつとお伺ひしたいのですが、この前人事院から御提出になつた六千三百七円の内訳といふものは、頗る科学的であると御発表になりましたが、併しその内容におきまして、家族手当が、いわゆる扶養親族手当といふものは、一人当り千二百五十円と算定されてゐる。今回の修正案におきましては、配偶者及び子の一人が六百円、その他一人増すごとに四百円といふことになつておりますが、こゝういふふうに変化があらましても、人事院といたしましては、勿論科学的算定によつた、その検討によつたものと思ひますが、今回の修正案との違ひにおいて御異存はないものでありましようか、その点についてお伺ひいたします。

○政府委員(上野陽一君) 科学的と申しますのは、合理的な方法によつて計算された六千三百七円といふベースに科学性があるのでございまして、その枠の中において如何にこれを分配するか、本俸に幾ら、家族手当に幾ら、地域給に幾らと割振りますことは、これは給與のスケジューリングに属することでありまして、これは多少都合で変わります。案の科学性には少しも関係はないと考えます。

○山田鶴男君 今の上野人事委員の言葉は非常に私は遺憾に思ふのですが、これは第三國會としては、例の十月九日の人事院の勧告案、あのときにあなただはこゝで一千二百五十円の家賃手当といふものは……、從來の二百二十五円これは非常に、突飛に安かつた。であるからこれは非常に科学的、合理的に計算されたものであり、一千二百五十円は決して高いものではないと、非常にその合法性、合理性をあなたはこゝの席で主張しておられた。ところが今

その半分以上になつたものを……、さういふ議論といふのは非常にいかんです。これは上野氏自身の非常な食言だと思ふ。これは余りに我々を侮辱したものでないか。この点はどういふような關係でおつしやるのか、改めてお伺ひしたい。

○政府委員(上野陽一君) 私共も人事院の立場としましては、やはり一千二百五十円を信するのでございますが、これが修正いたされまして、今のようになつたのでございまして、今このように科学的と言へるかといふお尋ねに對しましては、ベースが保障されてゐる限り、その内訳が家族手当の一部を割いて本俸に加えたのであるからして、全体としてはやはり科学性を持つていふと言つて差支ない、こゝういふ考へで申上げたのであります。

○委員(櫻内廣郎君) この際ちよつと申上げたいと思ひます。できるだけの多くの方で、できるだけ短時間に御質疑を願ひたいと存じます。それから特に大蔵委員会の方はあとから又質疑ができますから、人事委員会の方、それから労働委員会の方で、御質疑がありましたら御質問願ひたいと思ひます。

○羽仁五郎君 さつき休館前に、政府の修正案について質問したのですが、同じ趣旨のことを、政府から責任のあるお答えを頂きたいと思ふのであります。問題は非常に重大であつて、改訂公務員法といふものを國會が通した以上は、國會及び政府は、これを厳守しなければならぬと思ふのです。現在一方においては、公務員の團結権を制限し、團體交渉権、爭議権といふものを奪つておいて、そして必ずこの改

訂公務員法によつて、公務員が公務員たるにふさわしく民主主義的にして、能率のある活動をする事ができるにふさわしい給與を保障するといふのが、改訂公務員法の根本精神です。それに対して連合軍最高司令官も、この点を特に強調されたのですが、併しさつき増田労働大臣は、この新しい給與は、民間給與に何らの影響を與えないといふ關係で、五千三百円ベースと實質的には同じものであるといふうに明言されたやうですが、特に人事院は、當時臨時人事委員会の委員長が民主主義に二つの途がある。一つは労働組合なり爭議権なりによつて、民主主義を守る途、今一つは改訂公務員法によつて、守る途があるといわれたのですが、今山田委員なり、皆さんからの御質疑に對して上野委員が、この今出てる現実の資金ベースといふものに科学性があるといわれておるのは、我々納得することができないのであります。こゝういふ一方においては爭議権を奪ひ、他方においては、公務員の現実の生活を保障しないといふのが、民主自由党内閣の政策である。即ち國會を通過した法律を、單に形式上においてだけ認めるので、實質的にはこれを踏みにじる。最高司令官の國家公務員乃至國民に對する要求といふものを、實質的には實現しない。そしていふゆる爭議権を奪つたものを、最大限に尊重するといふことを、實質的に全然踏みにじつてしまふ。こゝういふことが民主自由政府の方針であるのかどうか、それをもう一遍増田君に伺ひたいと思ふのであります。

あります。これに対して値上をするか
ありたい。一月から一人当
○酒井太助君 人事委員にちよつと
お伺いしたいのですが、この前人事院
十円は決して高いものではないと、非
常にその合法性、合理性をあなたはこ
の席で主張しておられた。ところが今
一方においては、公務員の團結権を制
限し、團體交渉権、爭議権というもの
を奪つておいて、そうして必ずこの改
めの方針であるのかどうか、それをもう
一遍増田君に伺いたいと思うのであり
ます。

○國務大臣(増田甲子七君) お答え申
上げます。私共は、公務員のみならず
一般労働者諸君の、労働條件の維持若
しくは改善については、極めて熱意を
持つておる次第でございます。財政
経済の許す限り、労働者諸君の経済
的、社会的地位の安定向上に努力いた
しておる次第でございます。決して
民主自由党の性格が、労働者のことを
構わないというわけではありません。
あべこべに財政経済の許す限り、勤勞
者の労働條件の維持或いは改善、或い
はその地位の安定向上には、努力いた
しておる次第でございます。今回のこ
の給與につきましても、先程私共申
上げております通り、財政の許す限り
公務員の地位の安定向上に努力いたし
た、その具体化されたものがこの給與
法案になつておるのでございます。

○羽仁五郎君 それでは上野政府委員
に伺いますが、國家公務員法の改訂問
題のときに、私はやはりこの席だつた
と思ひますが、人事院に向つてはつき
りその点を質問しておいたと思ひので
すが、爭議権を失つた公務員が、果し
てその生活を守ることができるといふ
かというときに、人事院がそれを守つ
てやるということを言われましたが、
只今のこの案によつて守れるというふ
うにお考えになつておりますか、どう
ですか。

○政府委員(上野陽一君) 守るといふ
意味にもいろいろございまして、誰も
が納得のできる、十分だという守り方
もあるし、この状態においては先ずこ
の程度の守り方で我慢しなければなら
んという程度もあるし、いろいろ程度
の違いがあると思ひますが、目下の情
勢においては、人事院は或る程度まで

労働者を保護することができたと思つ
て満足いたしております。
○羽仁五郎君 もう一度上野委員に伺
いますが、上野委員はいわゆる六千三
百七十円というものは公務員の生活とし
て最低限だといふことを言われていたわけ
ですが、そのボヴァティ・ラインとい
うものの上にあるのですか、下にある
のですか。

○政府委員(上野陽一君) この前ボ
ヴァティ・ラインと申しましたのは五千
三百四十円のベースのことを申しましたの
で、今の六千三百七十円のことではござ
いません。
○羽仁五郎君 今さつき増田労働大臣
は、實質においては五千三百四十円と同
じだと言つておられるのですし、今さつ
きから今井給與局長の御説明などを伺
つても、實質において殆んど違ひがな
いと言ひます。科学的といふ以上
は、そこに少しぐらいの違ひがあるとい
うのでなくて、原則的な違ひがなけ
ればならぬと思ひますが、實質的に
同じだといふ以上、正に人事院がボ
ヴァティ・ラインを切つておる。これ
は到底公務員が公務員たるにふさわし
い生活をするということができないとい
つていたものと、實質的に同じとはい
へないものと、人事院が主張されてい
た六千三百七十円というものは、さつ
きも木村委員が言われたように、その予
算総額は六百億円に近いものが保障さ
れなければ、その六千三百七十円とい
うものも保障されません。それが僅
かに二百数十億円に過ぎない。それが
ボヴァティ・ラインの上にあるか下
にあるかということを知つておるのであ
ります。

○政府委員(上野陽一君) 實質におい
ては同じだと労働大臣から申上げまし
たのは、私の解釈を申上げますが、来
年の一月から三月まで六千三百七十
円のベースで拂うのと、五千三百四十
円のベースで今年の十一月から来年の三月まで
拂うのと、總額においては同じだと、
こういう意味でございまして、二つの
ベースを比べて、實質において同じだ
と、こういう意味ではないと存じま
す。

○羽仁五郎君 公務員が受取る額には
大して差がないといふことをお認めに
なるのですか、ならないのですか。
○政府委員(上野陽一君) この五ヶ月
間に受取るべき額においては違ひがな
い、併し一月ずつ離れて見ると非常な
違ひがある。殊に五千三百四十円でも六千
三百四十円でも、来年の三月までは結局同
じことです。なぜかといふと、予算の
枠で抑えられておられますから、併しな
がら来年の四月からは、この上つた数
字が土台となつて予算も組まれるだろ
うと思ひますからして、たゞといふ實
質においては同額であつても、五千三百
四十円と六千三百四十円とは、公務員にとつて非
常な違ひがあるものであります。

○羽仁五郎君 上野政府委員が堅白異
同の弁を弄されることを、非常に残念
に思ひますが、實際上において我々が
問題にしなければならぬのは、爭議
権も奪われた公務員が公務員たるにふ
さわしい生活をするか否かといふこと
にあるので、さつきおつしやつたよう
にボヴァティ・ラインを切るか切らな
いか、まあ見方によつて程度のこと
で、果して公務員が公務員たるにふ
さわしい民生的な活動をする

ことができるかどうか、その点を伺
いたい。
○政府委員(上野陽一君) 無論只今の
六千三百七十円、これは当然公務員が
文化人として満足すべき生活ができる
給與とは絶対に思つておりません。併
しながら只今の状態においては、先ず
このぐらゐのところで我慢するといふ
ことが最も只今の事情に合つたやり方
であると思つて考えたのでございま
し、將來で得る限り早い機会におい
て、もつと生活の水準を高めなければ
ならぬことは、人事院において確信し
て期待してゐるところでございます。

○羽仁五郎君 これは委員会において
問題にして頂きたいと思ふことな
が、人事院といふものの報告とは、
果してその程度の効果しかないもので
あるならば、何故にこの窮乏する財政
の中から、多大の予算を割いて我々は
人事院といふものを持つて行かなけれ
ばならぬかといふことに、疑ひが生
じて来たように考へるのであります。
大体において大蔵省でやる程度のこと
しか人事院の報告といふものの効果を
發生しないならば、何のために人事
院の報告を我々は必要としてゐるの
か、いわゆる大蔵省で考へるところの
財政の許す限りといふことは、しばし
ば繰返すことですが、一定の政策の下
における財政の許す限りなんであつ
て、政策が変れば財政は全く別の形を
とるかも知れないのです。その一定の
政策の下における財政の許す限りとい
うものに對して、人事院が客観的な科
学的な計算によりその生活を保障する
のでなければ、團結権を制限し、爭議
権を奪つた公務員の生活は保障できな
い。ここには比較的の違ひじやなく

て、原則的な違ひがあると思ひます。そ
の点を人事院はお守りになるのかなら
ないのか、單に大蔵省との談合の結果に
満足されて行かれるつもりなのかどう
か、その点をもう一遍上野委員に伺
いたい。
○政府委員(上野陽一君) 六千三百
七十円ベースをやつと来年の一月から通
くらぬことならば、人事院というよ
うな大きな役所を捨てて金を使う必要
がないじやないか、こういうお尋ねの
ようであります。人事院が若し單
なる給與局であるならば御説の通りであ
りまして、やめてもいいのでありま
す。併しながら給與の問題は人事院所
管の仕事の一部に過ぎないのであ
りまして、その外派山の仕事を持つて
おります。(余計なものだ)と呼ぶ者あ
り。

○羽仁五郎君 これはほとんどないこ
とを伺うと思ひますが、公務員の給
與の問題は公務員の第一の問題だと思
ひます。生活が安定しないので公務員
が期待されるような能力を上げ得る管
がないと思ひます。人事院は給與の問
題を余り重要な問題だと考へていない
といふように、今の上野委員の答弁は
解釈せらるべきものではないでしょうか、
どうですか。

○政府委員(上野陽一君) 私は給與の
問題は人事院の取扱ひ派山の問題の中
の一つであると申上げたのでありまし
て、決してそれが第一でない、一番重
要度の低いものであるという意味で申
上げたのではないのであります。
○羽仁五郎君 それでは今度は増田
労働大臣に伺ひますが、今後の人事院の
報告といふものは、民主自由党内閣に
おいては今回とられた程度の考慮しか

拂われないものでありませんか、どうですか。

○國務大臣(増田甲子七郎) 政府といひましたは人事委員会の勧告はでき得る限り尊重して参りたいと思つております。

○原虎一君 先程の上野人事官の御答弁の中にありましたのが、第一は今度の新給與ベースというものは、政府も人事院も全く数字的には予算総額が抑えられているから違わないという事であります。そこで違ふのは、來年度予算編成に高いベースを今決めて行くために、公務員のために有利である、その点だけであるかどうか。今一つは若し財政が許すならば、この新給與ベースというものを一月から三月の間においては拂い得る措置ができるのじやないか、それができないのであるかどうか、その点をお伺いしたいのであります。

それから第二点は、六千三百七円ベースを決定するために行政整理というものをやらなければならぬのか、この印象を與えているのであります。行政整理というものはこの新給與ベースに關係なく行われんとするものであるかどうか、この点は労働大臣から御答弁をお願いしたいと思います。

それからも一つ上野人事官にお伺いする点は、民間賃金というものは科学的調査をされておき、今日決定を見んとする新給與ベースに九月ごろなつてゐるのであります。でありますから民間の給與というものはすでに九月ごろこの水準になつてゐる。でありますからこの公務員の賃金を引上げることによつて、民間に事実上引上げをしなればならぬという事は物價改訂が

行われぬ限りない筈であります。この点についての考えをお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(上野陽一君) お答えします。行政整理の問題につきましては、先程他の委員からお尋ねがありましたときに申し上げました通り、これは行政管理の所管でありまして、私から申し上げる限りではないと存じます。私共の調査は、物價については七月の実態を調査し、又民間の給與は八月の実態を調査したのであります。従つてこの給與の改訂もできれば、この前物價改訂の行われました六月に遡つて支拂いたたいというのが私共の念願でありましたが、せめて十一月から支拂いたたいと思つてその案を出した次第であります。したが、私共の所管以外のところの都合によつて今度のような状態に、來年一月からということになつたのでございます。

○原虎一君 答弁が的外れであります。私のお聞きしておる点は、数字の上では総額が抑えられておるから、政府も人事院も数字的に差はない、これは大まかに見ればさうであります。が、従つて人事院案というものが採択され得るようになれば、政府案と人事院案の差の益というものは、來年度の予算を組む上に高いベースが採用されるから、それが得であるという点のみか、要するに人事委員会案は來年度の予算を組んだ場合においては、公務員にとつて非常に得である、それだけの数字上の利益であるかどうか。今一つは六千三百七円ベースに決めて置いて、そつして財政が許せば、一月から三月までの間は、これは六千三百七円ベースで拂い得るだけの措置ができるのかどうか、この点をお伺いしておるわけですが、

それから行政整理の問題は、大蔵次官なり、労働大臣から御答弁をお願いしたいのであります。

○政府委員(上野陽一君) 総額が同じだからして結局同じじやないかという事は、この來年の三月までの給與について言えることでございまして、それだからといつて五千三百円でも六千三百円でも同じでないかということ、これは來年度の四月以降の公務員の給與について申しますと、そのいづれかを取らねといふことが非常な違ひになつて来るのであります。そのときはもう上つてゐるのだよ、來年の四月は、鬼が笑うよ」と呼ぶ者あり。來年の三月までを限つて申上げますれば、総額においてどつちの案を取りましても結局同じだ、こういう意味であります。

○原虎一君 行政整理の答弁はどうしたのだ。(人事官より質問を聴いていなければ駄目だよ)と云ふ者あり。○國務大臣(増田甲子七郎) それでは私に關係のあるものを申し上げます。行政整理は賃金ベースとの關係において整理するの、或いはこの給與と關係なしに整理するの、かというお尋ねの点を私にお答え申し上げます。行政整理につきましては、もとより合理的の水準に照して整理するのでございまして、給與とは關係はないのでございまして、だからと申上げましたも、給與自身は能う限りこれを勘案する必要があることはもとよりでございます。

○政府委員(上野陽一君) 原委員にお答え申し上げます。財政の余裕ができれば一月又は二月頃に又給與を上げるのかというお尋ねと解釈……(連う)よ質問を聞けよ。」「ばやつとしておるな」と呼ぶ者あり。原委員これではよろこびますか。(さうじやないのだよ)と呼ぶ者あり。○原虎一君 総額が二百六十二億円であります。その範囲で一月から三月までの給與を決められるのであります。が、それは三月間六千三百円が全部渡るわけじやない、全部渡るうちに財政が許せばできるのかどうかということをお聞きしておるのであります。

○政府委員(平岡三三君) その關係は、大蔵財務当局といたしましては、財源がないために、さような取扱いをいたしておるわけでありまして、そこに枠が設けられておるわけなんです。○小川友三君 先程から人事官は、科学的々々という言葉を使つておられますが、どこが科学的であるか。物價は今年の七月の標準に調査したのだと言ふ。それから民間賃金は八月の調査をしたのだと言ふ。物價は依然として毎月毎月上つておられます。さうした大きな科学を破壊した誤差があります。に、これを科学的に調査したと言ふ、人事院が賃金ベースを決めるのに、一体どうした資料で調査したか、極めて不完全な調査で、而も全國のどこを調べたかという、本當の申訳的なところを数千ヶ所調べた程度です。八千万に近い同胞の生活の実態を全部科学的に調査してない。人事院はさうした状態で六千三百円ベースだなどという、さうしたことで生活は官公吏ができておられません。さうした不完全な調査においてこれを科学的であるといふことは断じて認めることはできません。

○大山安君 人事院にちよつとお尋ねしたい。先程政府委員にお尋ねしたのですが、人事院は公務員法の内容によつて活動されるという意味につきまして、この給與法案の八條の三項であります。が、國家公務員法によりまして、というと六十三條に「職員の給與は、法律により定められる給與準則に基いてなされ、これに基かずに、いかなる金銭又は有價物も支給せられることはできない」と、さういふことになつております。然るに今回給與実施に關する法案につきましての内容によりまして、さういふと、八條の三項に末尾の方でございまして、(但し、予算又は法令に基いて支給される場合は、この限りでない。)と、さうしますと國家公務員法によりまして、いかなる物資、金銭その他なんらの物も與えてはならないと、さういふことになつてお

ん。非科学的な調査だということをお尋ねするを得ないのであります。時間的に七月から大きなずれで全國の國家公務員さんは本當に苦しんでおるのです。それを十二月の実態はどうか。人事院においては十二月にはどうした物價状態になつておりましたか、どう國家公務員が生活をしておるかということ、それについて初めお伺いいたします。現在この月の生活状態を御発表願います。これが科学的なんです。

○政府委員(上野陽一君) 私共が了解しております科学的という意味は、實際全部を調査するという事ではない、以て代表地とするに足るや否や、統計上の理論に基いて調査する、さういふことだと存じます。

○大山安君 人事院にちよつとお尋ねしたい。先程政府委員にお尋ねしたのですが、人事院は公務員法の内容によつて活動されるという意味につきまして、この給與法案の八條の三項であります。が、國家公務員法によりまして、というと六十三條に「職員の給與は、法律により定められる給與準則に基いてなされ、これに基かずに、いかなる金銭又は有價物も支給せられることはできない」と、さういふことになつております。然るに今回給與実施に關する法案につきましての内容によりまして、さういふと、八條の三項に末尾の方でございまして、(但し、予算又は法令に基いて支給される場合は、この限りでない。)と、さうしますと國家公務員法によりまして、いかなる物資、金銭その他なんらの物も與えてはならないと、さういふことになつてお

からこの公務員の賃金を引上げること
によつて、民間に事実上引上げをしな
ければならぬといふことは物價改訂が

て、そうして財政が許せば、一月から
三月までの間は、これは六千三百七十
ベースで拂ひ得るだけの措置ができる

○政府委員(上野閣一君) 原委員にお
答へ申上げます。財政の余裕ができた
ば一月又は二月頃に支給を上げるの

きておりません。そうした不完全な調
査においてこれを科学的であるといふ
ことは断じて認めることはできません

公務員法によりますると、いかなる物
資、金銭その他なんらの物も與えては
ならない、こういうことになつてお

りまするが、これについては「予算又
は法令に基いて」と、こういうことに
なつておりますが、法令は六十三

るな現物給與も支給せられることがで
きないという原則を規定してあるので
あります。この但書の意味は現在の予算に

うふうに了解すべきだと思ふのです
が、それでよろしいかどうか。
それから上野閣下さんに伺いたいのは科

もなく貧乏線を下廻つておるところか
ら、総収入の二〇%以下の食費で済む
ような富裕な生活までもあり得るわけ

理事
黒田 英雄君
伊藤 保平君
九鬼十郎君

る場合には、入事院として処置する場
合にこの六十三條に該当するか否かと
いうことをお尋ねしたい。八條の三項

現物手当、或いは法令の規定に基きま
して現物手当が支給せられる場合は、
この給與法に定めましますに職員

の御質問にお答へ申上げます。二百六
十二億といふのは、民主自由党の政策
によつてこれ以上増し得ないのかどう

○政府委員(上野閣一君) 現在の状態
においては、罷業という武器によつて
開いて取りよりも以上の收穫があつたの

委員
玉屋 喜章君
松嶋 喜作君
油井賢太郎君
小林三郎君
高瀬三郎君
高瀬三郎君
中西 功君
木村八郎君
米倉 龍也君
小川 友三君

○政府委員(佐藤閣一君) 事務局長に
御答へ願ひます。
○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私

○政府委員(佐藤閣一君) 御答へ願ひ
たい。国家公務員法の原則によりま
す。法律により定められる給與準則

○政府委員(上野閣一君) 羽仁委員の
御質問にお答へ申上げます。私共が考
へますのは生活水準をどの辺に置くべ

○政府委員(上野閣一君) 羽仁委員の
御質問にお答へ申上げます。私共が考
へますのは生活水準をどの辺に置くべ

人事委員
理事
中井 光次君
小串 清一君
赤松 常子君
北村 一男君
佐々木龍蔵君
大山 安君
寺尾 博君
羽仁 五郎君
岩男 仁蔵君
山田 節男君

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

委員
一松 政二君
早川 慎一君
原 虎一君
村尾 重雄君
田口政五郎君
門屋 盛一君
波多野林一君
水橋 藤作君

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

委員
山田 節男君
一松 政二君
早川 慎一君
原 虎一君
村尾 重雄君
田口政五郎君
門屋 盛一君
波多野林一君
水橋 藤作君

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

委員
山田 節男君
一松 政二君
早川 慎一君
原 虎一君
村尾 重雄君
田口政五郎君
門屋 盛一君
波多野林一君
水橋 藤作君

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

委員
山田 節男君
一松 政二君
早川 慎一君
原 虎一君
村尾 重雄君
田口政五郎君
門屋 盛一君
波多野林一君
水橋 藤作君

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

委員
山田 節男君
一松 政二君
早川 慎一君
原 虎一君
村尾 重雄君
田口政五郎君
門屋 盛一君
波多野林一君
水橋 藤作君

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

委員
山田 節男君
一松 政二君
早川 慎一君
原 虎一君
村尾 重雄君
田口政五郎君
門屋 盛一君
波多野林一君
水橋 藤作君

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

委員
山田 節男君
一松 政二君
早川 慎一君
原 虎一君
村尾 重雄君
田口政五郎君
門屋 盛一君
波多野林一君
水橋 藤作君

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

委員
山田 節男君
一松 政二君
早川 慎一君
原 虎一君
村尾 重雄君
田口政五郎君
門屋 盛一君
波多野林一君
水橋 藤作君

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

委員
山田 節男君
一松 政二君
早川 慎一君
原 虎一君
村尾 重雄君
田口政五郎君
門屋 盛一君
波多野林一君
水橋 藤作君

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

委員
山田 節男君
一松 政二君
早川 慎一君
原 虎一君
村尾 重雄君
田口政五郎君
門屋 盛一君
波多野林一君
水橋 藤作君

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

委員
山田 節男君
一松 政二君
早川 慎一君
原 虎一君
村尾 重雄君
田口政五郎君
門屋 盛一君
波多野林一君
水橋 藤作君

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

○政府委員(佐藤閣一君) ちよつと私
御質問の趣旨がよく分りませんが、私
了解いたしました範囲内でお答へいた

委員
山田 節男君
一松 政二君
早川 慎一君
原 虎一君
村尾 重雄君
田口政五郎君
門屋 盛一君
波多野林一君
水橋 藤作君

第二十三部 大藏・人事・労働連合委員会議録第五号 昭和二十三年十二月二十一日 〔参議院〕

國務大臣

労働大臣 増田甲子七君

政府委員

人事官 上野 陽一君

人事院事務総長 佐藤 朝生君

大藏政務次官 平岡 市三君

大藏事務官 (給與局長) 今井 一男君

昭和二十四年一月二十四日印刷

昭和二十四年一月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局